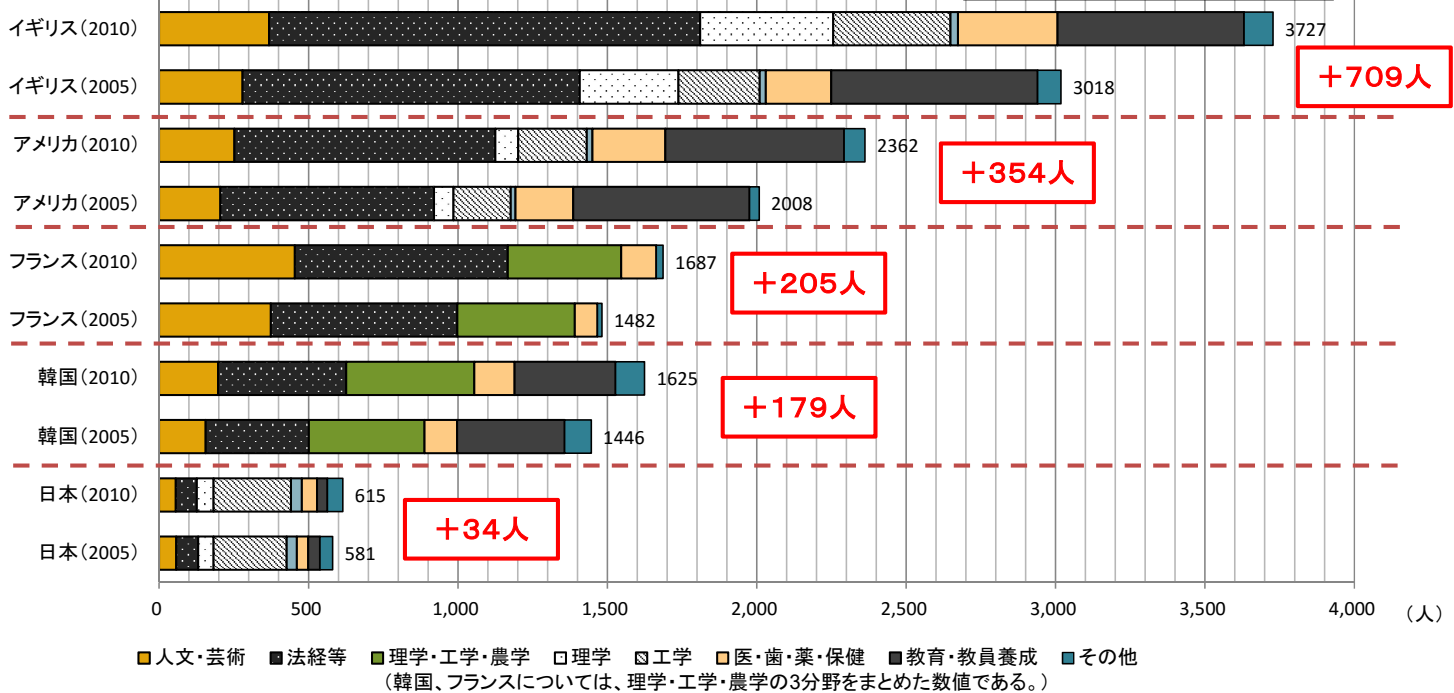


3-9 修士号取得者の専攻分野別構成の国際比較

※ 人口100万人当たりの人数



日本: 当該年度の4月から翌年3月までの取得者数を計上したものである。
 アメリカ: 標記年9月から始まる年度における学位取得者数。
 イギリス: 標記年(暦年)における大学など高等教育機関の上級学位取得者数。大学院レベルのディプロマ等を含み、特に「教育・教員養成」には、学卒者教員資格(PGCE)課程修了者を含む。
 フランス: 標記年(暦年)における国立大学の授与件数。本土及び海外県の数値。
 韓国: 当該年度の3月から翌年2月までの取得者数を計上したものである。

出典: 文部科学省「教育指標の国際比較」(平成21、25年版)、
 文部科学省「諸外国の教育統計」(平成26年版)を基に文部科学省大学振興課作成

3-10 日米のビジネススクールの比較

日本のビジネススクールの数、学生数は、米国を大きく下回る。また、米国と比較して1校当たりの学生数が小規模であり、留学生比率も低い。

日本※

米国

組織数	専門職学位課程: 32大学 32専攻 (H28) (技術経営(MOT)系の専攻を含む) 修士課程: 119大学130研究科 (H24) (修士課程については学位に経済学、経営学等を専攻分野に付記する研究科数)	MBAプログラム: 1,238校 (National Center For Education Statistics 2012-2013) AACSB認証学科: 453学科 (AACSB International 2012)
学生数(修了生)	専門職学位課程: 2,003人 (H27) 修士課程: 3,610人 (H27) (修士課程についてはH27入学定員)	MBAプログラム: 188,625人 (National Center For Education Statistics 2012-2013)
学生数平均	専門職学位課程: 184人/専攻 (H28) ※フルタイム/パートタイム含む	米国トップ10ビジネススクール (Financial Times 2015より) フルタイム学生数平均: 651人 (Poets & Quants HP 2016を基に計算)
社会人比率	専門職学位課程: 89.9% (H28) ※企業等を退職した者なども含む。	MBAプログラム: 86.1% (H19) (Student Financing of Graduate and First-Professional Education: 2007-08より)
留学生比率	専門職学位課程: 15.7% (H28) ※フルタイム/パートタイム含む	米国トップ10ビジネススクール (Financial Times 2015より) フルタイム留学生比率: 37.5% (Poets & Quants HP 2016を基に計算)

3-11 日米の企業役員等の最終学歴

米国の上場企業の管理職等の約4割はMBA取得者である一方、日本の企業役員等は、大学院修了者が1割以下にとどまる。

米国の上場企業の管理職等の最終学歴

日本の企業役員等の最終学歴 (従業員500人以上の企業)

	人事部長	営業部長	経理部長
大学院修了者	61.6%	45.6%	43.9%
うち、 Ph.D 取得者	14.1%	5.4%	0.0%
四年制大学 卒業生	35.4%	43.5%	56.1%
四年制大学 卒業未済	3.0%	9.8%	0.0%
MBA取得者 (全体中)	38.4%	38.0%	40.9%

	割合	人数
大学院修了者	5.9%	6,200人
大学卒業生	61.4%	64,900人
短期大学、 高等専門学校、 専門学校卒業生	7.4%	7,800人
高校卒業生	23.6%	24,900人
中学校卒業生 小学校卒業生	1.7%	1,800人
合計	100.0%	105,600人

出典：日本分：総務省「就業構造基本調査（平成19年度）」
米区分：日本労働研究機構が実施した「大卒ホワイトカラーの雇用管理に関する国際調査（平成9年）」（主査：小池和夫法政大学教授）

3-12 ビジネススクールの世界ランキング

フィナンシャル・タイムズ ビジネスランキング2015

国別内訳数

School name	Country	School name	Country
1 Harvard Business School	US	51 University of Washington: Foster	US
2 London Business School	UK	52 University of Cape Town GSB	South Africa
3 University of Pennsylvania: Wharton	US	53 University of Toronto: Rotman	Canada
4 Stanford Graduate School of Business	US	54 Michigan State University: Broad	US
4 Insead	France / Singapore	55 Shanghai Jiao Tong University: Antai	China
6 Columbia Business School	US	55 Mannheim Business School	Germany
7 Iese Business School	Spain	55 Fudan University School of Management	China
8 MIT: Sloan	US	58 University of Southern California: Marshall	US
9 University of Chicago: Booth	US	59 Emory University: Goizueta	US
10 University of California at Berkeley: Haas	US	59 Sungkyunkwan University GSB	South Korea
11 Ceibs	China	61 Vanderbilt University: Owen	US
12 IE Business School	Spain	62 Indiana University: Kelley	US
13 University of Cambridge: Judge	UK	63 ESMT - European School of Management and Technology	Germany
14 HKUST Business School	China	63 University of Iowa: Tippie	US
14 Northwestern University: Kellogg	US	65 Georgia Institute of Technology: Scheller	US
16 HEC Paris	France	66 University of San Diego School of Business Administration	US
17 Yale School of Management	US	67 University of St Gallen	Switzerland
18 New York University: Stern	US	68 Macquarie Graduate School of Management	Australia
19 Esade Business School	Spain	69 Ohio State University: Fisher	US
20 IMD	Switzerland	70 Wisconsin School of Business	US
21 Duke University: Fuqua	US	71 University of Illinois at Urbana-Champaign	US
22 University of Oxford: Saïd	UK	72 Washington University: Olin	US
23 Dartmouth College: Tuck	US	73 University College Dublin: Smurfit	Ireland
24 University of Michigan: Ross	US	73 Babson College: Olin	US
25 UCLA: Anderson	US	75 AGSM at UNSW Business School	Australia
26 Indian Institute of Management, Ahmedabad	India	76 SMU: Cox	US
26 SDA Bocconi	Italy	76 Arizona State University: Carey	US
28 Cornell University: Johnson	US	78 Boston University: Questrom	US
28 University of Hong Kong	China	79 Durham University Business School	UK
30 CUHK Business School	China	80 University of Strathclyde Business School	UK
31 National University of Singapore Business School	Singapore	81 University of British Columbia: Sauder	Canada
32 University of Virginia: Darden	US	82 Indian Institute of Management, Bangalore	India
33 Indian School of Business	India	83 University of Minnesota: Carlson	US
34 Imperial College Business School	UK	84 University of Bath School of Management	UK
35 Manchester Business School	UK	85 University of Rochester: Simon	US
36 Carnegie Mellon: Tepper	US	86 Queen's School of Business	Canada
36 The Lisbon MBA	Portugal	86 University of Alberta	Canada
38 Warwick Business School	UK	86 Pennsylvania State University: Smeal	US
39 University of North Carolina: Kenan-Flagler	US	89 University of Notre Dame: Mendoza	US
40 Nanyang Business School	Singapore	90 Melbourne Business School	Australia
40 University of Texas at Austin: McCombs	US	90 Boston College: Carroll	US
42 Georgetown University: McDonough	US	90 George Washington University	US
43 Rice University: Jones	US	93 University of California, San Diego: Rady	US
43 University of California at Irvine: Merage	US	94 Vlerick Business School	Belgium
45 Rotterdam School of Management, Erasmus University	Netherlands	95 Birmingham Business School	UK
45 City University: Cass	UK	96 University of South Carolina: Moore	US
45 Cranfield School of Management	UK	97 University of Pittsburgh: Katz	US
48 Purdue University: Krannert	US	97 Tias Business School	Netherlands
49 University of Maryland: Smith	US	97 Western University: Ivey	Canada
50 Lancaster University Management School	UK	100 McGill University: Desautels	Canada

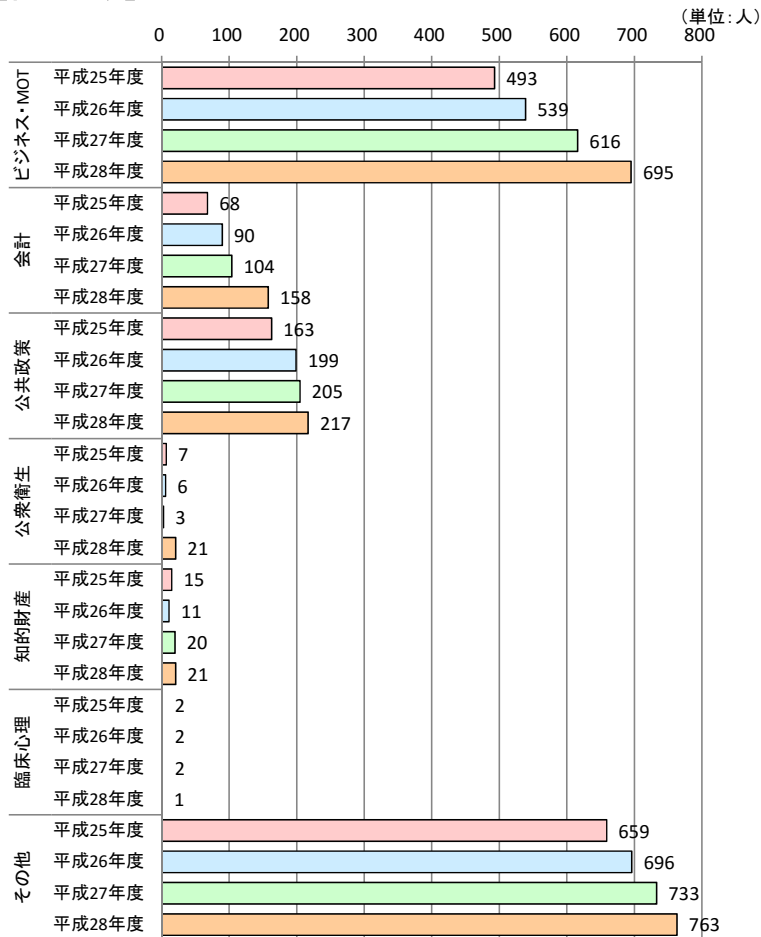
順位	国名	学校数
1	アメリカ	50
2	イギリス	13
3	カナダ	6
3	中国	6
5	インド	3
5	オーストラリア	3
5	スペイン	3
8	オランダ	2
8	シンガポール	2
8	スイス	2
8	ドイツ	2
12	アイルランド	1
12	イタリア	1
12	韓国	1
12	フランス	1
12	フランス/シンガポール	1
12	ベルギー	1
12	ポルトガル	1
12	南アフリカ	1
合計		100

Financial Times ウェブサイトより文部科学省作成

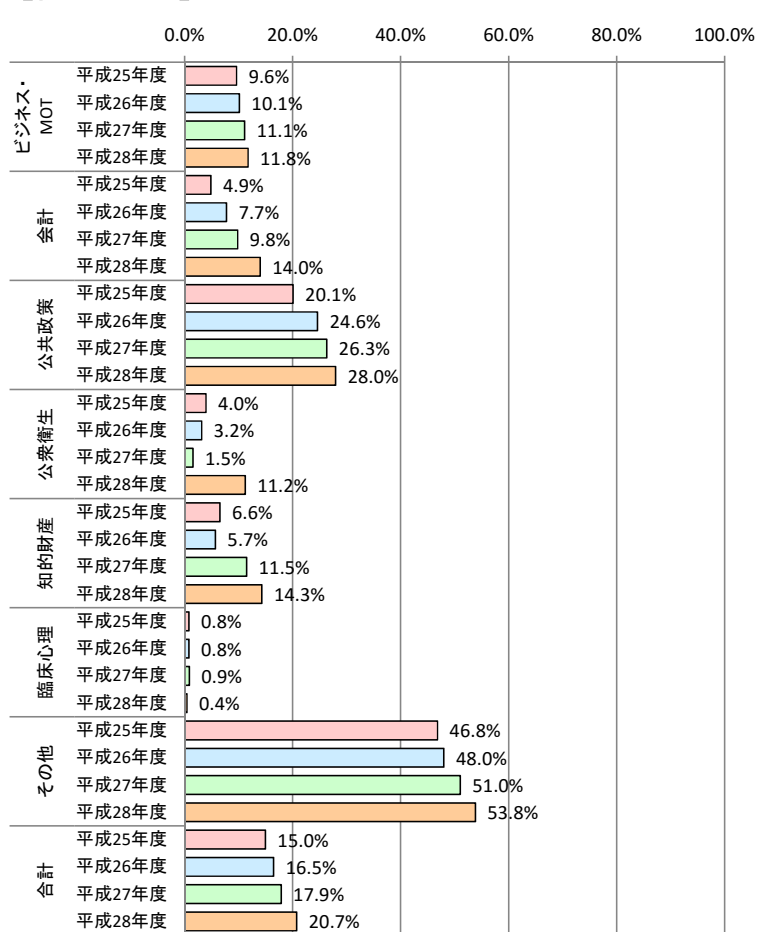
※ランキングの対象となるためには、国際的な評価機関であるAACSBまたはEquisの評価を受けていることが必要。

3-13 留学生数及び留学生比率

【留学生数】



【留学生比率】



※文部科学省調べ

3-14 専門職大学院の教育と国家資格について

H28.4現在

区分	専門職大学院の修了を要件とする国家資格	専門職大学院の修了により取得が容易になる国家資格		
	検察官・裁判官・弁護士 (司法試験)	公認会計士	弁理士	税理士
受験資格	法科大学院課程の修了者 司法試験予備試験の合格者	制限なし	制限なし	大学又は短大の卒業で、法学又は経済学を1科目以上履修した者
試験における専門職大学院との関係	受験資格	短答式試験の一部科目免除	短答式筆記試験の免除 論文式筆記試験(選択科目)の免除	試験の分野(税法科目、会計学科目)ごとに、いずれか1科目の試験で基準点を満たし、国税審議会から認定を受けた場合には、税法科目であれば残り2科目、会計学科目であれば残り1科目の試験が免除
上記の措置を受けるための要件	法科大学院の修了者	会計専門職大学院において、 (a)簿記、財務諸表その他の財務会計に属する科目に関する研究 (b)原価計算その他の管理会計に属する科目に関する研究 (c)監査論その他の監査に属する科目に関する研究 に関する科目について一定の単位数以上を履修した上で、修士(専門職)の学位を授与された者	【短答式】 工業所有権に関する科目の単位を修得し大学院を修了 【論文式(選択科目)】 修士又は博士、専門職学位を有する者	「法務博士(専門職)」又は「修士(専門職)」を授与された者 当該学位取得に係る研究が税法に属する科目等又は会計学に属する科目等であるとの国税審議会の認定を受けた場合には、試験科目を免除。
試験の内容	【短答式】 ・憲法 ・民法 ・刑法 【論文式】 ・公法系科目 ・民事系科目 ・刑事系科目 ・選択科目 倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際関係法〔公法系〕、国際関係法〔私法系〕から1科目選択	【短答式】 財務会計論、管理会計論、監査論、企業法 【論文式】 (必須)会計学、監査論、企業法、租税法 (選択科目)経営学、経済学、民法、統計学のうち1科目	【短答式】 ・工業所有権に関する法令 ・工業所有権に関する条約 ・著作権法 ・不正競争防止法 【論文式】 (必須)工業所有権に関する法令 (選択科目)工学、数学・物理、化学、生物、情報、法律のうち、1科目 【口述試験】 工業所有権に関する法令	【会計学に属する科目】 簿記論、財務諸表論 【税法に属する科目】 所得税法、法人税法、相続税法、消費税法又は酒税法、国税徴収法、住民税、事業税、固定資産税のうち3科目(所得税法又は法人税法のいずれか1科目は必ず選択)
免除科目	なし	財務会計論 管理会計論 監査論	【短答式】 工業所有権に関する法令 工業所有権に関する条約 【論文式】 選択科目	【税法科目】 残り2科目 【会計学科目】 残り1科目

公認心理師法（概要）

平成27年9月 9日成立
平成27年9月16日公布

<p>一 目的 公認心理師の資格を定めて、その業務の適正を図り、もって国民の心の健康の保持増進に寄与することを目的とする。</p> <p>二 定義 「公認心理師」とは、公認心理師登録簿への登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、次に掲げる行為を行うことを業とする者をいう。</p> <p>① 心理に関する支援を要する者の心理状態の観察、その結果の分析</p> <p>② 心理に関する支援を要する者に対する、その心理に関する相談及び助言、指導その他の援助</p> <p>③ 心理に関する支援を要する者の関係者に対する相談及び助言、指導その他の援助</p> <p>④ 心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供</p> <p>三 試験 公認心理師として必要な知識及び技能について、主務大臣が公認心理師試験を実施する。受験資格は、以下の者に付与する。</p> <p>① 大学において主務大臣指定の心理学等に関する科目を修め、かつ、大学院において主務大臣指定の心理学等の科目を修めてその課程を修了した者等</p> <p>② 大学で主務大臣指定の心理学等に関する科目を修め、卒業後一定期間の実務経験を積んだ者等</p> <p>③ 主務大臣が①及び②に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めた者</p>	<p>四 義務</p> <p>1 信用失墜行為の禁止</p> <p>2 秘密保持義務（違反者には罰則）</p> <p>3 公認心理師は、業務を行うに当たっては、医師、教員その他の関係者との連携を保たねばならず、心理に関する支援を要する者に当該支援に係る主治医があるときは、その指示を受けなければならない。</p> <p>五 名称使用制限 公認心理師でない者は、公認心理師の名称又は心理師という文字を用いた名称を使用してはならない。（違反者には罰則）</p> <p>六 主務大臣 文部科学大臣及び厚生労働大臣</p> <p>七 施行期日 一部の規定を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>八 経過措置 既存の心理職資格者等に係る受験資格等について、所要の経過措置を設ける。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

4. 社会人教育への対応

4-1 専門職大学院における社会人比率（在学者数）

社会人学生への学習機会の提供

実際に社会で活躍する職業人に更に高度な専門性、最新の知識・技術を身に付けさせるための継続的な学習の機会を提供することも、専門職大学院の重要な役割。

分野別の社会人比率（在学者数）

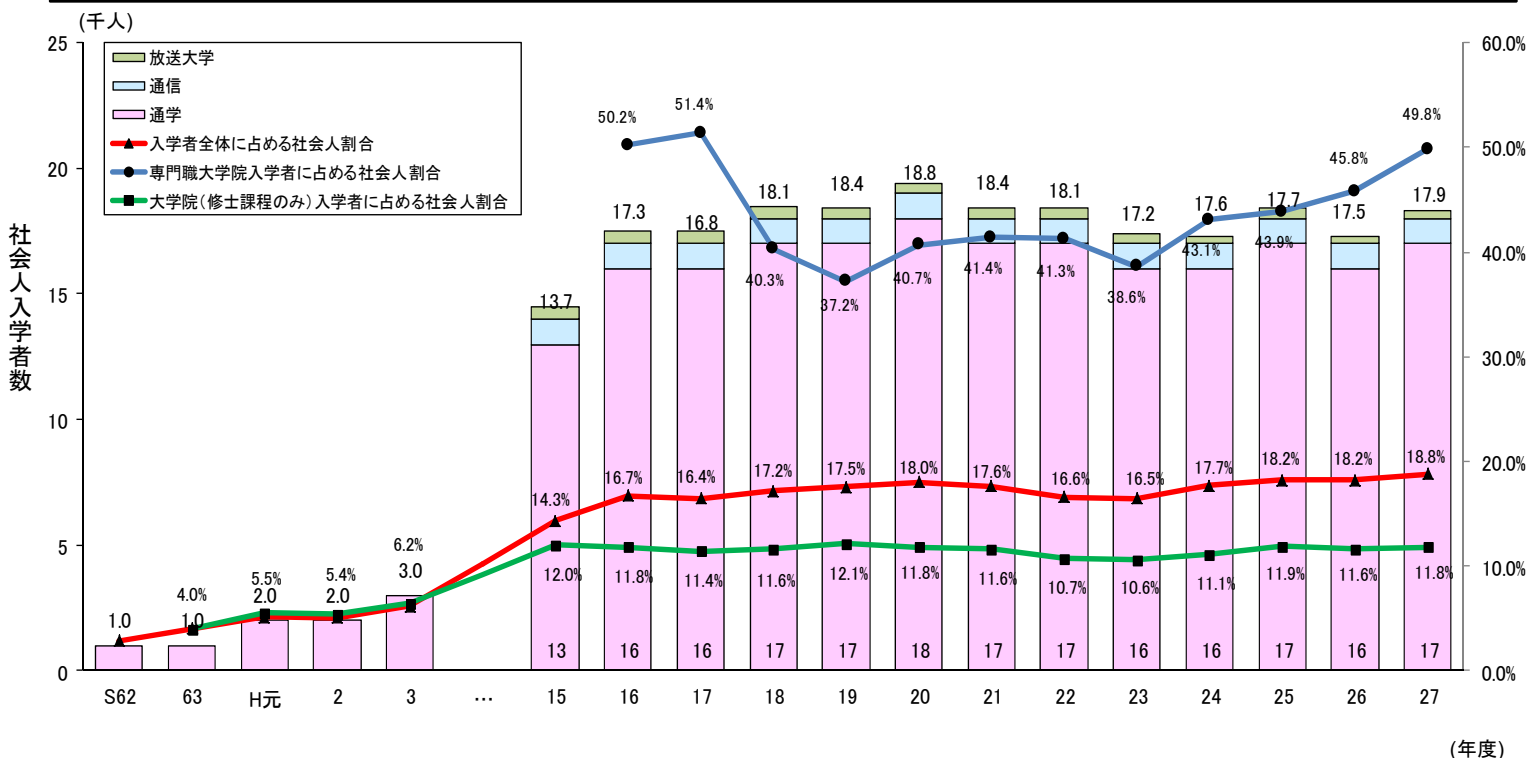
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
ビジネス・MOT	81.1%	83.0%	85.3%	87.9%	88.4%	89.9%
会計	29.5%	31.0%	33.2%	38.9%	43.6%	42.2%
公共政策	38.4%	38.7%	37.4%	40.4%	37.3%	35.8%
公衆衛生	72.3%	63.9%	66.7%	75.8%	74.7%	84.5%
知的財産	36.4%	30.1%	31.9%	35.2%	43.1%	41.5%
臨床心理	25.0%	23.3%	20.4%	15.8%	18.2%	18.6%
法科大学院	-	24.5%	23.7%	22.5%	22.1%	21.8%
教職大学院	46.0%	46.3%	45.0%	44.9%	45.4%	47.1%
その他	47.4%	37.9%	37.8%	40.5%	37.4%	43.3%
合計	38.1%	39.6%	42.8%	44.7%	47.1%	49.9%
(参考)修士課程	11.2%	11.4%	11.9%	12.0%	12.2%	12.3%

※ 「社会人」は、職に就いている者（経常的な収入を得る仕事に現に就いている者）、経常的な仕事を得る仕事から既に退職した者、主婦・主夫を指す。

※文部科学省調べ

4-2 社会人入学者数（推計）の推移（大学院）

博士・修士・専門職学位課程への社会人入学者数（推計）は、平成20年の約1.9万人をピークに微減し、平成27年度は約1.8万人。しかし、専門職学位課程への入学者に占める社会人割合は近年増加傾向。



※ 通信及び放送大学の社会人入学者は推計である（「学校基本調査報告書（高等教育機関編）」をもとに、通信制学生のうち職についている学生の割合から按分）。

※ 「社会人」は、職に就いている者（経常的な収入を得る仕事に現に就いている者）、経常的な仕事を得る仕事から既に退職した者、主婦・主夫を指す。

4-3 社会人の受入れを促進するための主な制度

	履修証明制度	科目等履修生制度	長期履修制度	夜間開講	修業年限の短縮
対象者	○当該大学の学生以外の者 (学校教育法第105条)	○当該大学の学生以外の者 (大学設置基準第31条)	○希望する旨を申し出た学生 (大学設置基準第30条の2)	—	○主として実務の経験を有する者 (専門職大学院設置基準第3条)
要件等	○特別の課程の編成にあたっては、当該大学の開設する講習若しくは授業科目又はこれらの一部により体系的に編成するものとする。 ○総時間数は120時間以上 ○講習又は授業の方法は設置基準に定めるところによる。 (学校教育法施行規則第164条)	○一又は複数の授業科目を履修する者(科目等履修生)に対し、単位を与えることができる。 (大学設置基準第31条)	○学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たとき計画的な履修を認めることができる。 (大学設置基準第30条の2)	○教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。 (大学院設置基準第14条)	○標準修業年限が二年の課程にあっては一年以上二年未満の期間とすることができる。ただし、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育上支障を生じない場合に限る。 (専門職大学院設置基準第3条)
修了後の措置等	○修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。 (学校教育法第105条)	○一の授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与えるものとする。 (大学設置基準第27条)	—	—	—
既修得単位等の認定制度	—	○教育上有益と認めるときは、入学前の科目等履修生として修得した単位について、既習得単位認定が可能 ○修了要件単位数の二分の一を上限 (専門職大学院設置基準第14条)	—	—	—

4-4 社会人学生への学習機会の提供①

実際に社会で活躍する職業人に更に高度な専門性、最新の知識・技術を身に付けさせるための継続的な学習の機会を提供することも、専門職大学院の重要な役割のひとつである

社会人学生が学修しやすくなるための配慮

① 社会人に配慮した入学者選抜

社会人に対して一般とは別の選抜枠や受験科目を設けるなどの入学者選抜を実施

② 夜間開講

社会人が仕事の後や休日に通学できるよう、平日夜間や土曜日に授業を実施

昼夜に関わらず自由に履修できる専門職大学院もある

③ サテライトキャンパス

仕事の後に通いやすいよう、都心にサテライトキャンパスを開設

④ 短期コース

社会人を対象とする場合など教育上必要があると認められるときは、短期コースの設定が可能

⑤ メディアを利用して行う授業の設定

社会人が教室以外でも履修できるよう、多様なメディアを高度に利用した授業を実施

	社会人に配慮した入学者選抜の実施	勤務時間に配慮した授業時間の設定	サテライト・遠隔授業システムの整備	短期コースの設定	メディアを利用して行う授業の設定
ビジネス・MOT	26	32	16	9	6
会計	10	8	2	2	2
公共政策	6	2	1	4	0
法科大学院	13	9	3	—	—
教職大学院	33	24	6	13	1
その他	18	15	6	8	4
計	106	90	34	36	13

※文部科学省調べ 平成28年5月現在の状況

4-4 社会人学生への学習機会の提供②

※法科大学院は除く

科目等履修生制度

大学等の正規の授業科目のうち、必要な一部分のみについてパートタイムで履修し、正規の単位を修得できる制度

ビジネス・MOT		会計		公共政策		教職大学院		その他	
導入専攻数	割合	導入専攻数	割合	導入専攻数	割合	導入専攻数	割合	導入専攻数	割合
9	28.1%	9	69.2%	3	42.9%	22	48.9%	11	40.7%

履修証明制度

社会人を対象に体系的な教育プログラム（120時間以上）を編成し、その修了者に対し、大学・専修学校等が履修証明書を交付できる制度

ビジネス・MOT		会計		公共政策		教職大学院		その他	
開設専攻数	割合	開設専攻数	割合	開設専攻数	割合	開設専攻数	割合	開設専攻数	割合
4	12.5%	1	7.7%	0	0%	2	4.4%	5	18.5%

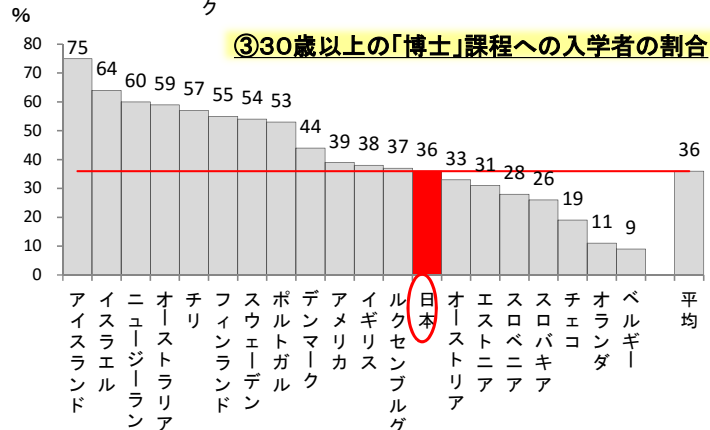
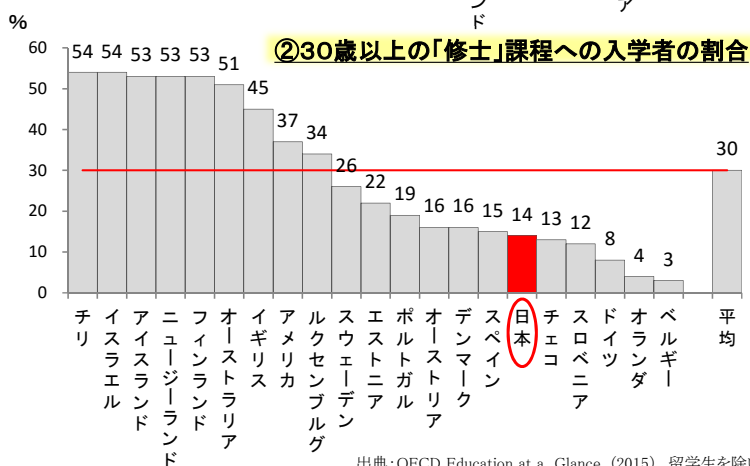
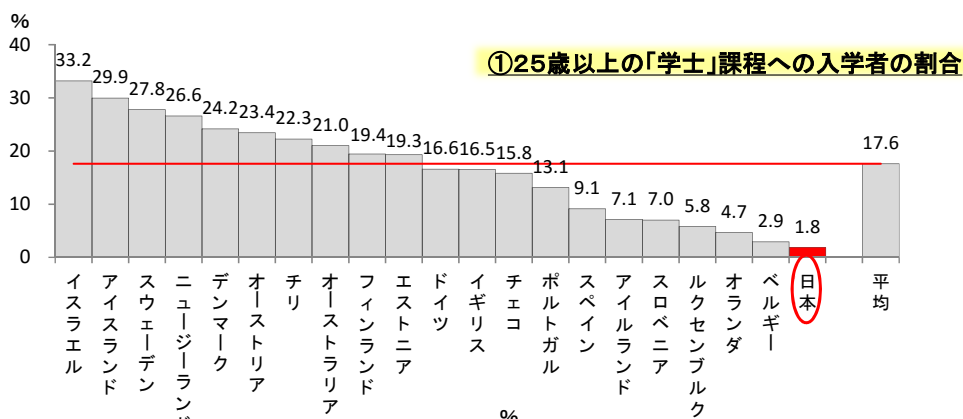
その他社会人へ配慮した取組

- 在学期間の短縮(1年コース)
- 入学金や授業料等の学納金の減免及び免除
- 専門実践教育訓練給付金制度の指定
- 長期履修制度
- 入試受験科目の特例措置
- リモートラーニング(授業録画配信システム)や講義DVD貸出 等

※文部科学省調べ 平成28年5月現在の状況

4-5 高等教育における社会人入学者の割合（国際比較）

日本の「学士」課程及び「修士」課程における入学者割合は、OECD平均と比較し低く、社会人学生比率に大きな差があると推定される。「博士」課程においては、OECD平均と同水準となっている。



出典: OECD Education at a Glance (2015)。留学生を除いた入学者に占める25歳又は30歳以上の割合

ただし、日本の数値については、①「学校基本統計」及び文部科学省調べによる社会人入学生数(留学生を含む)。

②「学校基本統計」による修士課程及び専門職学位課程への社会人入学生数の割合。(留学生を含む)

③「学校基本統計」による博士課程への社会人入学生数の割合。(留学生を含む)

4-6 日米の社会人・有職率の比率

日本は、米国と比べ、修士課程における社会人・有職率が大幅に低い。
(ビジネス・MOT分野における社会人・有職率は日米で同程度となっている。)

日本

※企業等を退職した者なども含む

米国

修士課程	専門職学位課程	修士課程	第一専門職課程
12.3%	49.9%	88.7%	60.9%

詳細

専門職学位課程	ビジネス・MOT	89.9%
	会計	42.2%
	公共政策	35.8%
	公衆衛生	84.5%
	知的財産	41.5%
	臨床心理	18.6%
	法科大学院	21.8%
	教職大学院	47.1%
	その他	43.3%

詳細

修士課程	MBA	86.1%
	教育学	92.8%
	文学修士 (M.A.)	88.2%
	理学修士 (M.S.)	87.6%
	その他	86.1%
第一専門職課程	医学 (M.D. or D.O.)	40.0%
	他の健康科学	65.0%
	法学 (LL.B or J.D.)	65.8%
	神学 (M.Div., M.H.L.B.D.)	90.2%

※中央教育審議会(第17回)配付資料、学校基本調査及び「教育指標の国際比較平成25年版」(文部科学省)より
※日本のデータにおける社会人とは、「在学者のうち、現に職に就いている者、すなわち、給料、賃金、報酬、その他の経常的な収入を目的とする仕事に就いている者。ただし、企業等を退職した者、及び主婦なども含む。」
※文部科学省調べ。平成28年5月現在の状況

※Student Financing of Graduate and First-Professional Education: 2007-08より文部科学省作成

4-7 教育訓練給付制度について

経緯

日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)

一. 日本産業再興プラン～ヒト、モノ、カネを活性化する～

2. 雇用制度改革・人材力の強化

①行き過ぎた雇用維持型から労働移動支援型への政策転換(失業なき労働移動の実現)

○若者等の学び直しの支援のための雇用保険制度の見直し

・非正規雇用労働者である若者等がキャリアアップ・キャリアチェンジできるよう、資格取得等につながる自発的な教育訓練の受講を始め、社会人の学び直しを促進するために雇用保険制度を見直す。労働政策審議会で検討を行い、時期通常国会への改正法案の提出を目指す。あわせて、従業員の学び直しプログラムの受講を支援する事業主への経費助成による支援策を講ずる。

○雇用保険法改正(平成26年3月)により、教育訓練給付が拡充され、専門職大学院が対象となる。

認定基準

○2年以内(資格取得につながるものにあつては、3年以内で取得に必要な最短期間)の課程等

○就職・在職率、大学等の認証評価、定員充足率等の実績からみて当該訓練に十分な効果があると認められるもの

給付対象

受講開始日前までに通算して2年以上の雇用保険の被保険者期間を有している者

※2回目以降として受給する場合は、10年以上の雇用保険の被保険者期間

給付金額

【給付額】受講者が支払った訓練経費×40%

(受講修了日から1年以内に資格取得等し、かつ、被保険者として雇用された又は雇用されている場合等には20%を追加支給)

【給付額上限】32万円/年

(20%の追加支給を受けた場合にあつては48万円/年)

【給付期間】原則2年(資格につながる場合は3年)

認定件数

分野	計	分野	計
ビジネス・MOT	34	臨床心理	1
会計	5	法科大学院	12
公共政策	2	教職大学院	18
公衆衛生	1	その他	7
知的財産	2	計	82

※厚生労働省「専門実践教育訓練指定講座一覧」(平成28年10月指定分まで)

5. 教員組織の現状

5-1 専門職大学院制度における教員組織

①必要な専任教員

1) 当該分野の修士課程の研究指導教員数の1.5倍+研究指導補助教員

又は

2) 修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算定される収容定員の数(小数点以下の端数は切り捨て)につき1人の専任教員を配置

(告示53号第1条第1項)

※1)2)のいずれか多い方の数

②実務家教員

必要専任教員数のうち、3割は実務家教員を配置

(告示第53号第2条第1項)

※法科大学院は2割、教職大学院は4割の実務家教員を配置

(告示第53号第2条第3項,第5項)

研究者教員

実務家教員

③他の過程との兼務(ダブルカウント)
博士課程(区分制の場合は後期課程)の専任教員の兼務が可能
(専門職大学院設置基準第5条第2項)

④みなし専任教員

実務家教員のうち、3分の2(端数は四捨五入)の範囲内については、専任教員以外の者であっても、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他専門職学位課程を置く組織の運営について責任を担う者で足りるものとする。

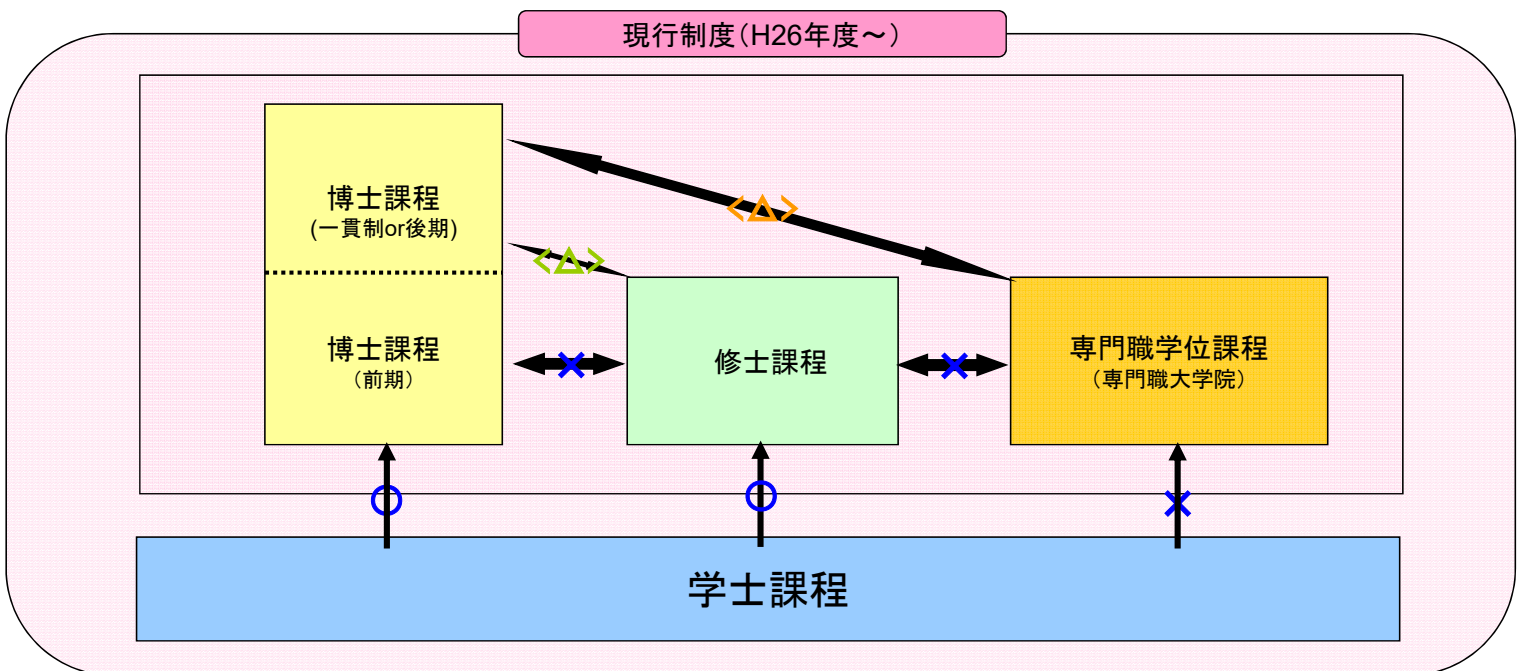
(告示第53号)第2条第2項

5-2 年度別教員数推移

H28.7.1現在

	平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度		
	専任教員数	うち実務家教員数	実務家教員比率	専任教員数	うち実務家教員数	実務家教員比率	専任教員数	うち実務家教員数	実務家教員比率	専任教員数	うち実務家教員数	実務家教員比率	専任教員数	うち実務家教員数	実務家教員比率	専任教員数	うち実務家教員数	実務家教員比率
ビジネス・MOT	568	311	54.8%	575	322	56.0%	575	322	56.0%	593	338	57.0%	593	344	58.0%	611	347	56.8%
会計	247	111	44.9%	234	105	44.9%	234	105	44.9%	218	105	48.2%	204	92	45.1%	190	82	43.2%
公共政策	113	37	32.7%	123	43	35.0%	123	43	35.0%	121	45	37.2%	118	43	36.4%	114	41	36.0%
公衆衛生	81	30	37.0%	80	33	41.3%	80	33	41.3%	74	27	36.5%	78	28	35.9%	73	25	34.2%
知的財産	40	21	52.5%	43	24	55.8%	43	24	55.8%	39	30	76.9%	36	28	77.8%	35	26	74.3%
臨床心理	52	22	42.3%	52	22	42.3%	52	22	42.3%	49	25	51.0%	50	24	48.0%	51	24	47.1%
その他	226	97	42.9%	234	106	45.3%	231	103	44.6%	233	113	48.5%	240	114	47.5%	242	121	50.0%
法科大学院	1,632	536	32.8%	1,600	522	32.6%	1,605	526	32.8%	1,506	496	32.9%	1,401	460	32.8%	1,331	430	32.3%
教職大学院	427	191	44.7%	414	183	44.2%	414	183	44.2%	419	194	46.3%	457	210	46.0%	721	334	46.3%
合計	3,386	1,356	40.0%	3,355	1,360	40.5%	3,357	1,361	40.5%	3,252	1,373	42.2%	3,177	1,343	42.3%	3,368	1,430	42.5%
合計 (法科・教職除く)	1,327	629	47.4%	1,341	655	48.8%	1,338	652	48.7%	1,327	683	51.5%	1,319	673	51.0%	1,316	666	50.6%

5-3 兼務に関する現行制度 (イメージ図)



○ … 兼務可能(院8条3項)

× … 必置教員数内での兼務不可(院9条1項、専5条1項・2項)

<△><△> … 上記の例外として兼務可能

①<△>は、修士課程を担当する教員が一つの専攻に限り、博士課程(一貫制又は後期)との兼務可能(院9条2項)

②<△>は、専門職学位課程を担当する教員が一つの専攻に限り、博士課程(一貫制又は後期)との兼務可能(専5条2項)
(大学院設置基準8条3項及び9条2項の規定の適用を受けるものを除く。)

※必置専任教員を超える部分の専任教員は、専門職学位課程と学士課程・修士課程との兼務は可能(法令上の規制なし)

①「兼務」… 自大学の複数の専攻(学科)の専任教員となること

→ このうち、必置教員数内での兼務(いわゆる「ダブルカウント」)について法令上の規制あり

②「兼任」… 他大学の教育研究に従事すること

③「兼担」… 自大学の別の専攻(学科)の教育研究を担当すること ※法令上の規制なし

6. 認証評価の現状

6-1 機関別評価と専門職大学院評価に係る基準等に関する細目

	機関別認証評価	専門職大学院	
			うち法科大学院の適確認定
評価内容	①教育研究上の基本組織 ②教員組織 ③教育課程 ④施設及び設備 ⑤事務組織 ⑥教育研究活動等の状況に係る情報の公表 ⑦財務 ⑧ その他教育研究活動等に関することについて (細目省令 第1条第2項)	① 教員組織 ② 教育課程 ③ 施設及び設備 ④ その他教育研究活動に関することについて (細目省令 第1条第3項)	① 教育活動等の状況の情報提供 ② 入学者の多様性の確保 ③ 教員組織 ④ 学生数の適正管理 ⑤ 教育課程の編成 ⑥ 授業科目ごとの学生の数の設定 ⑦ 授業の方法 ⑧ 学修成果の評価及び修了認定の客観性・厳格性の確保 ⑨ 授業内容・方法の改善の組織的な実施 ⑩ 履修科目の登録の上限の設定 ⑪ 法学既修者の認定 ⑫ 教育上必要な施設及び設備 ⑬ 図書その他の教育上必要な資料の整備 ⑭ 修了者の進路に関する事(司法試験の合格状況を含む) (細目省令 第4条第1項第1号)
評価方法	自己点検・評価の分析及び実地調査の実施 (細目省令 第1条第1項第4号)	(評価後の対応) 認証評価の後、次の認証評価を受ける前に、対象となった専門職大学院の教育課程又は教員組織に重要な変更があったときは、変更に係る事項について把握し、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めること (細目省令 第3条第2項)	(判定方法) 法科大学院の教育研究活動の状況が法科大学院評価基準に適合しているか否かの認定をしなければならない (連携法 第5条第2項)
		大学の教員及びそれ以外の者であって大学の教育研究活動等に関し識見を有するものが認証評価の業務に従事していること (細目省令 第2条第1項)	当該専門職大学院の分野に関し実務の経験を有する者が認証評価の実務に従事していること (細目省令 第2条第1項)
評価体制		法曹としての実務の経験を有する者が認証評価の実務に従事していること (細目省令 第4条第2項)	

6-2 国内の認証評価機関による認証評価を受けている専門職大学院

専門職大学院は、教育課程や教員組織等の教育研究活動の状況について、文部科学大臣から認証を受けた**認証評価機関の評価（5年以内ごと）を受けなければならない。**（学校教育法第109条第3項、学校教育法施行令第40条）

専門職大学院に対する認証評価は、専門職大学院の教育水準の向上に資するべく行われるものであり、認証評価機関は、教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況の評価を実施する
評価項目としては、教育課程、教員組織のほか、成績評価、修了認定、入学者選抜、管理運営、施設設備、図書等が設けられている

	H22	H23	H24	H25	H26	H27
ビジネス・MOT	8	1	3	14	7	8
会計	3	-	-	7	5	2
公共政策	1	1	1	2	1	2
公衆衛生	-	1	-	2	-	1
知的財産	-	-	-	1	2	-
臨床心理	-	3	-	1	1	1
法科大学院	-	2	20	37	7	1
教職大学院	7	9	7	3	-	10
ファッション・ビジネス	2	-	-	-	-	2
ビューティービジネス	-	-	1	-	-	-
情報、創造技術、原子力	1	-	1	1	2	1
助産	-	-	-	1	-	-
環境・造園	-	-	-	1	-	-
学校教育	-	-	-	-	-	1
計	22	17	33	70	25	29

※追評価を除く

※文部科学省調べ

6-3 認証評価機関の一覧（専門職大学院認証評価）

分野	認証評価機関	認証日
法科大学院	公益財団法人日弁連法務研究財団	平成16年8月31日
	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	平成17年1月14日
	公益財団法人大学基準協会	平成19年2月16日
会計	特定非営利活動法人国際会計教育協会	平成19年10月12日
経営（経営管理、技術経営、ファイナンス、経営情報）	特定非営利活動法人 ABEST21	平成19年10月12日
経営（経営管理、会計、技術経営、ファイナンス）	公益財団法人大学基準協会	平成20年4月8日
助産	特定非営利活動法人日本助産評価機構	平成20年4月8日
臨床心理	公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会	平成21年9月4日
教員養成（教職大学院、学校教育）	一般財団法人教員養成評価機構	平成22年3月31日
公共政策	公益財団法人大学基準協会	平成22年3月31日
情報、創造技術、組込技術、原子力	一般社団法人日本技術者教育認定機構（JABEE）	平成22年3月31日
ファッション・ビジネス	公益財団法人日本高等教育評価機構	平成22年3月31日
公衆衛生	公益財団法人大学基準協会	平成23年7月4日
知的財産	特定非営利活動法人 ABEST21	平成23年10月31日
	公益財団法人大学基準協会	平成24年3月29日
ビューティビジネス	一般社団法人 ビューティビジネス評価機構	平成24年7月31日
環境・造園	公益社団法人 日本造園学会	平成24年7月31日
グローバル・コミュニケーション	公益財団法人大学基準協会	平成28年3月29日

※認証評価機関が未整備の分野（2分野）・・・福祉マネジメント、デジタルコンテンツ

MBAにおける主な国際的な評価機関

名称 (正式名称)	AACSB (the Association to Advance Collegiate Schools of Business)	EFMD (the European Foundation for Management Development)
本部所在地	米国、フロリダ州タンパ	ベルギー、ブリュッセル
設立年	1916年	1972年
加盟団体数	83か国・地域の1350以上の教育機関等	81か国800以上の教育機関等
認証を取得した 学校数	736校(48の国・地域)	【Equisの認証を受けた学校数】 156校(40か国) (Equis: EFMDが実施する、大学等の組織・機関を 対象とした認証)
日本国内の 認証取得大学院	慶應義塾大学ビジネススクール(KBS)※ 名古屋商科大学(NUCB)※	慶應義塾大学ビジネススクール(KBS)※

※専門職大学院ではない。

※※今後、専門職大学院において、AACSBは2専攻、EFMDは3専攻が受審予定。

各評価機関のウェブサイトより文部科学省作成

7. その他参考資料

第1章 国際的に魅力ある大学院教育に向けて

第2節 基本的な考え方を支える諸条件について

2 博士、修士、専門職学位課程の目的・役割の焦点化

我が国では、一定の教育目標、修業年限及び教育の課程を有し、学生に対する体系的な教育を提供する場としての位置付けを持ち、そのような教育の課程を修了した者に特定の学位を与えることを基本とする課程制大学院制度を採っている。我が国の大学院教育を国際的な通用性、信頼性のあるものとしていくためには、この「学位を与える課程」ととらえる制度の考え方に沿って、各課程の目的に応じて、教育研究分野の特性を踏まえた教育内容・方法の充実を図っていくことが重要である。

【博士課程】

研究者として自立して研究活動を行うに足る、又は高度の専門性が求められる社会の多様な方面で活躍し得る高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識を養う。

【修士課程】

幅広く深い学識の涵養を図り、研究能力又はこれに加えて高度の専門的な職業を担うための卓越した能力を培う。

【専門職学位課程】

幅広い分野の学士課程の修了者や社会人を対象として、特定の高度専門職業人の養成に特化して、国際的に通用する高度で専門的な知識・能力を涵養する。

※専門職大学院制度は発足からいまだ日も浅いが、現在、その発展が積極的に図られている。その一方で、新たな制度としての専門職大学院の急速な広がりに伴う諸課題も浮かび上がってきており、このことは、専門職大学院の果たすべき役割とそれ以外の大学院の果たす役割、さらには学部段階の教育との関係も含めた大学全体に及ぶ課題も投げ掛けている。このため、専門職大学院（専門職学位課程）の実績を見つつ、修士課程及び博士課程との関係等を踏まえて、その在り方については、今後、検討すべき課題であると考えられる。その際には、学士、修士、博士のそれぞれに係る課程の在り方や相互関係、大学、大学院、学部といった法令上の用語の使われ方の再整理等も視野に入れつつ、検討が進められていくことが望まれる。

<専門職学位課程>

専門職学位課程は、幅広い分野の学士課程の修了者や社会人を対象として、特定の高度専門職業人の養成に特化して、国際的に通用する高度で専門的な知識・能力を涵養する課程として、明確な役割を担うことが適当である。

このため、各分野における専門職学位課程の設置に当たっては、当該課程の基礎となる教育内容・方法等について、大学関係者と関係する業界や職能団体等が連携して、理論と実務を架橋した「プロセス」としての教育を確立していくこと、すなわち、特定の職業分野を担う人材の養成を行う専門職学位課程として、その基礎となる共通の課程の在り方（標準修業年限・修了要件、教員組織、教育内容・方法等）の社会的定着と制度的な確立を図ることが不可欠である。

このような特定分野に関する共通の課程の在り方が社会的、制度的に確立されることを前提として、例えば、法科大学院を修了した者に授与される法務博士（専門職）のように、専門職学位として新たな学位の名称が必要か否かを検討することが必要となると考えられる。なお、専門職学位課程は、各種の精巧な職業技術の習得等を主目的とする趣旨のものではなく、あくまでも「理論と実務の架橋」を図ることにより、国際競争場裏において産業界・実業界等で求められる専門職（プロフェッション）そのものの確立を支え、プロフェッショナル集団を強固に形成する上で重要な役割を果たすことが期待されて発足した仕組みであって、大学院教育にこのような役割を果たすことが求められ、また、役割を果たすことについて十分な見通しを得られる人材養成の分野においてのみその発展が期待されるものである。

このため、専門職学位課程の評価について、大学関係者が、関係する業界、職能団体等を含めて組織的な専門的評価機能を発展させていくことが強く求められる。

○ 人社系大学院の専門職学位課程

専門職学位課程は、社会の各分野において国際的に通用する高度専門職業人の養成に特化した課程であるが、とりわけ社会科学分野を中心に、今後、その大幅な拡充が期待される。

その際、設置の構想段階から、大学と関係の業界や職能団体とが十分に連携しつつ、社会の要請を十分に見極めるとともに、同時に、大学院における専門職学位課程としてふさわしい教育水準が維持されることが重要である。

○ 理工農系大学院の専門職学位課程

これまで修士課程及び博士課程（前期）において、高度専門職業人を養成してきた実績を踏まえつつ、各大学院が人材養成目的に沿って対応していく必要がある。

○ 医療系大学院の専門職学位課程

医療疫学、医療経済、予防医療、国際保健、病院管理等の幅広い分野を含む公衆衛生分野の大学院については、高齢化等の進展に対応して、また、医学、歯学、薬学等のヒトを対象とした臨床研究・疫学研究の推進を図るためにも、公衆衛生分野における高度専門職業人の育成が課題となっている。このため、欧米の状況も踏まえ、2年制の専門職大学院として、大学院の整備を進めていくことが必要である。

なお、米国等におけるメディカル・スクール、デンタル・スクール制度を、我が国に導入することについては、現在進められている医学・歯学の学部教育改革の状況や、卒後初期臨床研修制度及び後期専門研修制度との関連、さらにこの制度の導入による基礎医学・歯学研究への影響などを十分踏まえる必要があるほか、大学学部教育全体への影響など、多角的な検討と十分な議論を必要とすることから、今後、中期的な課題として関係者による十分な検討が必要である。

7-2 グローバル化社会の大学院教育～世界の多様な分野で大学院修了者が活躍するために～答申 （平成23年1月31日）①

4 大学院教育の改善方策

（3）専門職大学院の質の向上

専門職大学院制度は、社会経済の各分野で指導的役割を果たすとともに、国際的にも活躍するための知見と応用力を有する高度専門職業人を養成することを目的として創設されたものである。

専門職大学院の急速な広がりに伴い、社会的要請を踏まえたカリキュラムの在り方や産業界等との連携、他の学位課程や学校種との関係等についての諸課題が指摘されていることから、制度創設の理念に立ち返り、本来の役割や機能に照らし合わせて、その在り方を再検討する必要がある。

<専門職学位課程の教員組織に関する検討>

学士課程、修士課程又は博士課程を担当する教員は、教育研究上支障がない場合には、他の学位課程の教員等がこれを兼ねることができることとされているが、専門職大学院については、設置基準上必ず置くこととされる専任教員（以下「必置教員」という。）は、他の学位課程の必置教員数に算入できないこととされている。これは、専門職大学院における教育に専念する教員の充実を図り、教育の質を担保することや、専門職大学院の独立性を確保することの必要性によるものである。

他方、専門職大学院の制度発足の円滑な移行を図る観点から、制度創設後10年間の特例として、他の学位課程の必置教員数への算入が認められているが（専門職大学院設置基準附則第2項）、この特例は平成25年度で終了する。

このため、特例措置終了後の教員組織の在り方について、専門職大学院制度の趣旨を踏まえて対応する必要がある。

その際、理論と実務の架橋を目的とする専門職学位課程における教育資源の蓄積を支える研究活動の活性化、教員の養成機能の維持・向上、進学を希望する学生への対応、国際競争力への影響などを勘案すると、専門職学位課程と博士課程（後期）の接続を図ることは重要である。

また、大学における教育と研究は一体であり、学位課程及び専攻ごとの目的や役割の違いを踏まえつつも、相互に連携協力を図り全体として教育研究水準を向上させることが重要であることから、教員が学位課程及び専攻の壁を超えて相互に連携協力することや、流動性の高い教員組織の整備を積極的に推進することも重要である。

これらのことを踏まえ、教育研究の質保証の観点に留意しつつ、上記特例措置終了後の専門職学位課程の教員組織の在り方や制度的対応の取扱いについて検討することが求められる。

<認証評価の見直し>

専門職大学院の認証評価については、認証評価機関が存在しない場合に、自己点検・評価とその外部検証で代替することが可能とされているが（学校教育法施行規則第167条第2号）、専門職大学院の質保証の観点から、この特例措置を廃止することが適当である。

また、各認証評価機関は、恒常的に大学の質を保証するためにも、評価基準や実施方法を不断に検証し改善していく必要があり、カリキュラムの充実度、学生の修了後の進路や、教員の資質・能力等の向上のための取組状況などの項目を導入することにより、より質に重点を置いた評価を行っていくことが望まれる。また、そのための関係規定の改正なども検討する必要がある。

<実務家教員の明確化>

実務家教員に関し、法令上は、専任教員に占める割合の下限は規定されているが、専門職大学院ごとの実務家教員の取扱いが様々となっている現状を踏まえ、専任教員の定義、専任教員に占める実務家教員の割合の取扱い等の明確化の検討が必要である。

<優れた理論と実務教育のバランスに配慮した柔軟な教育プログラムの提供>

専門職大学院は、高度専門職業人の養成に特化し、国際的に通用する高度で専門的な知識・能力を涵養する役割を担っていることから、優れた理論と実務教育のバランスに配慮した体系的なカリキュラムの確立が不可欠である。その上で、学部新卒者や職業人など背景の異なる学生の多様なニーズに配慮した教育内容の充実を図る必要があり、実務経験や分野の特性に応じた2年未満の標準修業年限の設定などを含め、教育上の必要に応じた柔軟な対応も求められる。

このため、産業界や職能団体等との連携協力により、基礎的な知識・能力に関する共通的な到達目標の設定や教材開発等の取組を促進するとともに、特色ある教育拠点の形成を促進し、修了者が社会で能力を発揮し評価される環境を整える必要がある。

7-3 未来を牽引する大学院教育改革～社会と協働した「知のプロフェッショナル」の育成～（審議まとめ）概要

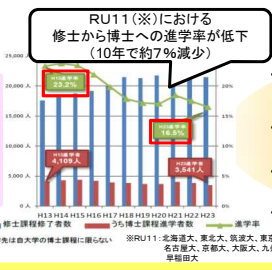
平成27年9月15日
中央教育審議会大学分科会

大学院改革の進展

- 平成3年～12年の「大学院重点化」により、大学院が量的に拡大
(平成3年から26年にかけて
大学院数が1.9倍、大学院生数が2.5倍)
- 平成17年以降、大学院教育の実質化が進展
「博士課程教育リーディングプログラム」等により先進的な取組が展開

大学院重点化20年後の課題

- 優秀な日本人の若者の博士離れが進行
・教員の負担増加
- 学生数が極端に少ない小規模専攻数の増加



大学院を巡る国内外の情勢

- 若手人口の大幅な減少
(平成34年の25歳～44歳人口：
平成24年に比べ20%減少見込み)
- 我が国の経済的優位性や競争力の低下、新たな基幹産業創出への期待
- 諸外国：高度人材（自国・留学生）の増加と活躍
(例：シリコンバレーでは、大学院生の起業が社会変革の一翼)
- 地球規模の課題の深刻化

高度な専門的知識と倫理観を基礎に自ら考え行動し、新たな知及びそれに基づく価値を創造し、グローバルに活躍し未来を牽引する「知のプロフェッショナル」育成のための大学院教育改革を推進

七つの基本的方向性と「卓越大学院」の形成

<p>①体系的・組織的な大学院教育の推進と学生の質の保証</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 学位授与・教育課程編成・入学者受入れの方針の一体的な策定・公表の促進 ✓ 研究科や専攻の枠を超えた幅広いコースワークから研究指導につながる教育課程の編成の促進 ✓ 厳格な成績評価と修了認定による学生の質保証 □ 研究倫理教育の実施、博士論文の指導・審査体制の改善 □ 将来の大学教員の教育能力を養成するシステムの構築 	<p>④大学院修了者のキャリアパスの確保と進路の可視化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> □ キャリアパス多様化のための全学的支援と産業界の理解の促進 (大学の専門的職員へのキャリアパスの充実) □ 修了者の活躍状況の把握・公表の促進 (認証評価制度にて進路状況を評価) <p>世界最高水準の教育力と研究力を備え人材交流・共同研究のハブとなる</p> <p>「卓越大学院(仮称)」を形成</p> <p>【期待される領域例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際的優位性・卓越性を示している領域 ・文理融合・学際・新領域 ・新産業の創出に資する領域 ・世界の学術の多様性確保へ貢献が期待される領域 <p>【検討スケジュール】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・27年度中目途：産学官からなる検討会を設置 (分野の設定や複数機関が連携する仕組みについて示す) ・28年度～：大学における企業との連携による構想作りなど、具体化に向けた取組を開始 	<p>⑤世界から優秀な高度人材を惹き付けるための環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 国際的アドミッション体制の整備 □ 学生・教職員の国際交流の推進 <p>⑥教育の質を向上するための規模の確保と機能別分化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 社会的・学術的需要を踏まえた学生数の見直し □ 小規模専攻の見直し <p>⑦博士課程(後期)学生の処遇の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 「2割の学生への生活費相当額程度の受給」達成に向けた多様な財源による支援の拡大 (企業・国立研究開発法人におけるRA(リサーチアシスタント)雇用の促進) <p>③専門職大学院の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 制度全般を検証の上、1年以内に見直しして、人材養成機能を抜本的に強化 (国際的に適用するア krediteーション機関からの評価の受審を促進等) □ 法科大学院の組織見直しの促進や、教育の質の向上等の集中改革
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【日本再興戦略2016(平成28年6月2日閣議決定)】

◆高等教育等を通じた人材力の強化

⑤ 専門職大学院、高等専門学校、専修学校における高度専門職業人養成機能の充実

日本経済の成長を支える経営人材を質・量ともに豊かに輩出し、サービス産業等の生産性の向上を図るため、経営系専門職大学院について、グローバル化や地域密着、発展が見込まれる特定分野の強化といった各校の特徴を伸ばす形での人材養成機能の充実を図る。また、専門職大学院制度を早急に見直し、学生や産業界など多様な関係者の視点を取り入れた評価の充実、国際的評価機関による評価の促進、学部・研究科等との連携の促進、企業等のニーズを踏まえた核となる科目の明確化等を進める。

【ニッポン一億総活躍プラン ロードマップ(平成28年6月2日閣議決定)】

人口減少局面における成長力の強化(生産性革命に向けた取組の加速)

⑦成長を担う人材創出(人材育成・教育改革)

【具体的な施策】

・専門職大学院について、成長が見込まれる産業分野における高度専門職業人養成機能の強化に係る取組を検討・推進する。

【教育再生実行会議 第9次提言(平成28年5月20日)】

(4)特に優れた能力を更に伸ばす教育、リーダーシップ教育

〔リーダー育成などの取組の普及、支援〕

グローバルな競争環境の中で、今後も我が国の社会・経済の成長を維持できるよう、国、大学は、次代を牽引する人材を育成するため、特に専門職大学院における企業経営のリーダーやイノベーションを創出する人材等を育成する取組を強化する。

【自民党 教育再生実行本部高等教育部会提言(平成28年4月4日)】

グローバルな競争激化や人口減少社会の到来を踏まえ、日本社会・経済の活力を維持するためには、イノベーション力・クリエイティビティの強化、ならびに労働生産性革命が必須である。

そのためには、高等教育機関(特に専門職大学院)が成長戦略の拠点となり、社会、地域、特に企業が必要とするイノベーション人材・経営人材の育成に今まで以上に取り組まなければならない。

1. 成長戦略における高等教育の姿

専門職大学院については、サービス産業等の生産性向上により一層貢献できる人材を輩出し得るものとなるよう、質の向上を図る

2. 生産性向上による成長戦略に向けての日本のビジネススクールの在り方

○以下のような各ビジネススクールの特徴を伸ばす振興策が必要

①グローバルトップ型(グローバル企業の経営力強化、海外トップビジネススクールとの交流促進、世界TOP100に5校)

②地域密着型(地方の中小・小規模企業の経営力強化)

③産業分野特化型(観光業、農業・食料産業、ファッション産業、コンテンツ産業、スポーツ産業、ビューティ産業、知的財産など)

○日本型のキャリア形成に向けた方策を講ずることが必要

・ノンディグリープログラム(学位なし)、短期集中プログラム(平日夜間、土日集中など)、オーダーメイド型プログラム(企業単位)等

○ICTを活用したプログラムの提供方策を講ずることが必要

4. ビジネススクールの教育体制

○学部、研究科等と専門職大学院との連携について

・社会のニーズにあわせた組織の再編を促すため、専任教員のカウンターの在り方について改善を図ることが必要

○実務家教員等の確保、基準の在り方について

・実務家教員とアカデミック教員のバランスが取れた教員組織とするための基準の見直しを図ることが必要

○企業等のニーズを踏まえた核となる科目の明確化・可視化

・企業や経済団体との連携によりコアカリキュラムを策定し、ビジネススクールでの教育を可視化することが必要

○ファカルティ・ディベロップメント(FD)の在り方について

・実務家教員とアカデミック教員が連携したFD手法の構築が必要

7-5 平成28年度「先導的経営人材養成機能強化促進委託事業」①

事業概要

平成28年度予算額 0.8億円(新規)

- 経営系専門職大学院教育による先導的経営人材養成機能を抜本的に強化するため、以下の調査研究を行う。
 - ①国内外の経営系専門職大学院やその修了生及び産業界のニーズ等の実態調査
 - ②経営系専門職大学院で学ぶすべての学生が習得すべきと考えられる学習内容、共通的な到達目標であるコアカリキュラムを策定し、コアカリキュラムを実施するためのモデルとなる教育プログラムの開発
 - ③産業界のニーズに応える教育プログラムの開発や、教員の教育指導能力の開発等、コアカリキュラム以外の機能強化に資する取組の調査研究

実施体制

先導的経営人材養成機能強化促進委託事業推進委員会

- ・委託事業内容の策定
- ・事業の選定及び選定された事業の実施に係る調査審議に関する事項

設置

文部科学省

適時相談・進捗報告

実施主体

② ビジネス分野 コアカリキュラム策定 【実施主体】神戸大学

ビジネス分野コアカリキュラム策定委員会(仮称)

連携

② MOT分野 コアカリキュラム策定 【実施主体】山口大学

MOT分野コアカリキュラム策定委員会(仮称)

① 実態調査 【実施主体】工業市場研究所

- ・国内外の経営系大学院に関する実態調査
- ・国内外の経営系大学院修了生の実態調査
- ・産業界の経営系大学院に対するニーズ等に関する調査

③ 経営系専門職大学院の機能強化に 資する取組についての調査研究 【実施主体】同志社大学

- ・産業界のニーズに応える教育プログラムの開発についての調査研究
- ・経営系専門職大学院における教員の教育指導能力の開発についての調査研究
- ・経営系専門職大学院の教育を推進するための産学連携のあり方についての調査研究

今後のスケジュール

- ・年度末 合同シンポジウム開催

7-5 平成28年度「先導的経営人材養成機能強化促進委託事業」②

実態調査

- 【目的】国内外の経営系大学院における教育課程、教員組織、企業等との連携状況等の実態調査、国内外の経営系大学院修了生についての出身校に対する評価や就業先での評価の変化等の実態調査及び産業界の経営系大学院に対するニーズや修了者に対する評価・処遇等の実態調査を実施し、経営系専門職大学院(ビジネス分野・MOT分野)におけるコアカリキュラムを策定する際の基礎資料や、コアカリキュラムの策定以外の機能強化に資する取組を推進するための調査研究の基礎資料となるデータを調査する。
- ・国内外の経営系大学院に関する実態調査
⇒国内外の経営系大学院を対象に、目指している具体的人材像や教育課程、教員組織、企業等との連携状況などの実態調査を行う。
 - ・国内外の経営系大学院修了生の実態調査
⇒国内外の経営系大学院修了生を対象に、出身校に対する評価や、就業先での評価の変化などの実態調査を行う。
 - ・産業界の経営系大学院に対するニーズ等に関する調査
⇒国内の企業(外資系含む)、経済団体を対象に、MBA取得者数や、取得者に対する評価・処遇などの実態調査を行う。

ビジネス・MOT分野コアカリキュラム策定

- 【目的】経営系専門職大学院の教育の質の向上を図るとともに、教育内容の可視化による社会的認知度の向上を図るため、経営系専門職大学院で学ぶすべての学生が修得すべきと考えられる学習内容、共通的な到達目標を定めた経営系専門職大学院におけるコアカリキュラム(ビジネス分野及びMOT分野)をステークホルダー等の参画を得て策定するとともに、策定したコアカリキュラムを実施するためのモデルとなる教育プログラムを開発することを目的とする。

経営系専門職大学院の機能強化に資する取組についての調査研究

- 【目的】経営系専門職大学院の人材育成機能の強化を図るため、産業界のニーズに応える教育プログラムの開発や経営系専門職大学院における教員の教育指導能力の開発についての調査研究など、経営系専門職大学院の共通課題について調査研究を行うことを目的とする。
- ・産業界のニーズに応える教育プログラムの開発についての調査研究
⇒新たなビジネスモデルを提案できる経営人材の養成に資するよう、知財、M&A、ビッグデータ、IoT等、産業界のニーズが高い分野について、モデルとなる教育プログラムを開発する。
 - ・経営系専門職大学院における教員の教育指導能力の開発についての調査研究
⇒教員の教育指導能力を向上させるためのファカルティディベロップメント(FD)の在り方等について調査研究を行う。
 - ・経営系専門職大学院の教育を推進するための産学連携のあり方についての調査研究
⇒経営系専門職大学院と産業界の両者にとって有益な連携の在り方について調査研究を行う。

7-6 専門職大学院一覧

【ビジネス・MOT】

＜平成28年7月1日現在＞

区分	大学院名	研究科名	専攻名	学位名称	入学定員	位置	開設年度
国立	小樽商科大学大学院	商学研究科	アントレプレナーシップ専攻	経営管理修士(専門職)	35	北海道	16年度
国立	筑波大学大学院	ビジネス科学研究科	国際経営プロフェッショナル専攻	国際経営修士(専門職)	30	東京都	17年度
国立	一橋大学大学院	国際企業戦略研究科	経営・金融専攻	経営修士(専門職)	41	東京都	15年度
国立	東京農工大学大学院	工学府	産業技術専攻	技術経営修士(専門職)	40	東京都	17年度
国立	東京工業大学大学院	イノベーションマネジメント研究科	技術経営専攻	技術経営修士(専門職)	40	東京都	17年度
国立	新潟大学大学院	技術経営研究科	技術経営専攻	技術経営修士(専門職)	20	新潟県	18年度
国立	長岡技術科学大学大学院	技術経営研究科	システム安全専攻	システム安全修士(専門職)	15	新潟県	18年度
国立	京都大学大学院	経営管理教育部	経営管理専攻	経営学修士(専門職)	80	京都府	18年度
国立	神戸大学大学院	経営学研究科	現代経営学専攻	経営学修士(専門職)	69	兵庫県	15年度
国立	山口大学大学院	技術経営研究科	技術経営専攻	技術経営修士(専門職)	15	山口県	17年度
国立	香川大学大学院	地域マネジメント研究科	地域マネジメント専攻	経営修士(専門職)	30	香川県	16年度
国立	九州大学大学院	経済学府	産業マネジメント専攻	経営修士(専門職)	45	福岡県	15年度
小計:国立12大学 12専攻					460		
公立	兵庫県立大学大学院	経営研究科	経営専門職専攻	経営管理修士(専門職) ヘルスケア・マネジメント修士(専門職)	45	兵庫県	22年度
公立	県立広島大学大学院	経営管理研究科	ビジネス・リーダーシップ専攻	経営修士(専門職)	25	広島県	28年度
公立	北九州市立大学大学院	マネジメント研究科	マネジメント専攻	経営学修士(専門職)	30	福岡県	19年度
小計:公立3大学 3専攻					100		
私立	青山学院大学大学院	国際マネジメント研究科	国際マネジメント専攻	経営管理修士(専門職)	100	東京都	15年度
私立	グロービス経営大学院大学	経営研究科	経営専攻	経営学修士(専門職)	750	東京都	18年度
私立	事業構想大学院大学	事業構想研究科	事業構想専攻	事業構想修士(専門職)	30	東京都	24年度
私立	芝浦工業大学大学院	工学マネジメント研究科	工学マネジメント専攻	技術経営修士(専門職)	28	東京都	15年度
私立	中央大学大学院	戦略経営研究科	戦略経営専攻	経営修士(専門職)	80	東京都	20年度
私立	東京理科大学大学院	イノベーション研究科	技術経営専攻	技術経営修士(専門職)	60	東京都	16年度
私立	日本工業大学大学院	技術経営研究科	技術経営専攻	技術経営修士(専門職)	30	東京都	17年度
私立	法政大学大学院	イノベーション・マネジメント研究科	イノベーション・マネジメント専攻	経営管理修士(専門職) 経営情報修士(専門職)	60	東京都	16年度
私立	明治大学大学院	グローバル・ビジネス研究科	グローバル・ビジネス専攻	経営管理修士(専門職)	80	東京都	16年度
私立	早稲田大学大学院	経営管理研究科	経営管理専攻	経営管理修士(専門職) ファイナンス修士(専門職)	255	東京都	28年度
私立	SBI大学院大学	経営管理研究科	アントレプレナー専攻	経営管理修士(専門職)	60	神奈川県	20年度
私立	事業創造大学院大学	事業創造研究科	事業創造専攻	経営管理修士(専門職)	80	新潟県	18年度
私立	南山大学大学院	ビジネス研究科	ビジネス専攻	ビジネス修士(専門職)	40	愛知県	18年度
私立	同志社大学大学院	ビジネス研究科	ビジネス専攻	ビジネス修士(専門職)	70	京都府	16年度
私立	立命館大学大学院	経営管理研究科	経営管理専攻	経営修士(専門職)	80	京都府	18年度
私立	関西学院大学大学院	経営戦略研究科	経営戦略専攻	経営管理修士(専門職)	100	大阪府	17年度
小計:私立16大学 16専攻					1,903		
株立	ビジネス・ブレイクスルー大学大学院	経営学研究科	経営管理専攻	経営管理修士(専門職)	200	東京都	17年度
小計:株式会社立1大学 1専攻					200		
合計:32大学 32専攻					2,663		

【会計】

区分	大学院名	研究科名	専攻名	学位名称	入学定員	位置	開設年度
国立	北海道大学大学院	経済学研究科	会計情報専攻	会計修士(専門職)	20	北海道	17年度
国立	東北大学大学院	経済学研究科	会計専門職専攻	会計修士(専門職)	40	宮城県	17年度
小計:国立2大学 2専攻					60		
公立	兵庫県立大学大学院	会計研究科	会計専門職専攻	会計修士(専門職)	40	兵庫県	19年度
小計:公立1大学 1専攻					40		
私立	千葉商科大学大学院	会計ファイナンス研究科	会計ファイナンス専攻	会計学修士(専門職) 税務ファイナンス修士(専門職)	70	千葉県	17年度
私立	青山学院大学大学院	会計プロフェッション研究科	会計プロフェッション専攻	会計修士(専門職)	80	東京都	17年度
私立	大原大学院大学	会計研究科	会計専攻	会計修士(専門職)	30	東京都	18年度
私立	中央大学大学院	国際会計研究科	国際会計専攻	国際会計修士(専門職) ファイナンス修士(専門職)	80	東京都	15年度
私立	明治大学大学院	会計専門職研究科	会計専門職専攻	会計修士(専門職)	80	東京都	17年度
私立	早稲田大学大学院	会計研究科	会計専攻	会計修士(専門職)	100	東京都	17年度
私立	関西大学大学院	会計研究科	会計人養成専攻	会計修士(専門職)	70	大阪府	18年度
私立	関西学院大学大学院	経営戦略研究科	会計専門職専攻	会計修士(専門職)	70	兵庫県	17年度
私立	熊本学園大学大学院	会計専門職研究科	アカウンティング専攻	会計修士(専門職)	30	熊本県	21年度
小計:私立9大学 9専攻					610		
株立	LEC東京リーガルマインド大学院大学	高度専門職研究科	会計専門職専攻	会計修士(専門職)	60	東京都	17年度
小計:株式会社立1大学 1専攻					60		
合計:13大学 13専攻					770		

【公共政策】

区分	大学院名	研究科名	専攻名	学位名称	入学定員	位置	開設年度
国立	北海道大学大学院	公共政策学教育部	公共政策学専攻	公共政策学修士(専門職)	30	北海道	17年度
国立	東北大学大学院	法学研究科	公共法政策専攻	公共法政策修士(専門職)	30	宮城県	16年度
国立	一橋大学大学院	国際・公共政策教育部	国際・公共政策専攻	公共経済修士(専門職) 国際・行政修士(専門職)	55	東京都	17年度
国立	東京大学大学院	公共政策学教育部	公共政策学専攻	公共政策学修士(専門職)	110	東京都	16年度
国立	京都大学大学院	公共政策教育部	公共政策専攻	公共政策修士(専門職)	40	京都府	18年度
小計:国立5大学 5専攻					265		
私立	明治大学大学院	ガバナンス研究科	ガバナンス専攻	公共政策修士(専門職)	55	東京都	19年度
私立	早稲田大学大学院	政治学研究科	公共経営専攻	公共経営修士(専門職)	50	東京都	24年度
小計:私立2大学 2専攻					105		
合計:7大学 7専攻					370		

【公衆衛生等】

区分	大学院名	研究科名	専攻名	学位名称	入学定員	位置	開設年度
国立	東京大学大学院	医学系研究科	公共健康医学専攻	公衆衛生学修士(専門職)	30	東京都	19年度
国立	京都大学大学院	医学研究科	社会健康医学系専攻	社会健康医学修士(専門職)	34	京都府	15年度
国立	九州大学大学院	医学系学府	医療経営・管理学専攻	医療経営・管理学修士(専門職)	20	福岡県	15年度
小計:国立3大学 3専攻					84		
私立	帝京大学大学院	公衆衛生学研究科	公衆衛生学専攻	公衆衛生学修士(専門職)	20	東京都	23年度
小計:私立1大学 1専攻					20		
合計:4大学 4専攻					104		

【知的財産】

区分	大学院名	研究科名	専攻名	学位名称	入学定員	位置	開設年度
私立	東京理科大学大学院	イノベーション研究科	知的財産戦略専攻	知的財産修士(専門職)	60	東京都	17年度
私立	日本大学大学院	知的財産研究科	知的財産専攻	知的財産修士(専門職)	30	東京都	22年度
私立	大阪工業大学大学院	知的財産研究科	知的財産専攻	知的財産修士(専門職)	30	大阪府	17年度
小計:私立3大学 3専攻					120		
合計:3大学 3専攻					120		

【臨床心理】

区分	大学院名	研究科名	専攻名	学位名称	入学定員	位置	開設年度
国立	九州大学大学院	人間環境学府	実践臨床心理学専攻	臨床心理修士(専門職)	30	福岡県	17年度
国立	鹿児島大学大学院	臨床心理学研究科	臨床心理学専攻	臨床心理修士(専門職)	15	鹿児島県	19年度
小計:国立2大学 2専攻					45		
私立	帝京平成大学大学院	臨床心理学研究科	臨床心理学専攻	臨床心理修士(専門職)	15	東京都	23年度
私立	関西大学大学院	心理学研究科	心理臨床学専攻	臨床心理修士(専門職)	30	大阪府	21年度
私立	帝塚山学院大学大学院	人間科学研究科	臨床心理学専攻	臨床心理修士(専門職)	20	大阪府	19年度
私立	広島国際大学大学院	心理科学研究科	実践臨床心理学専攻	臨床心理修士(専門職)	20	広島県	19年度
小計:私立4大学 4専攻					85		
合計:6大学 6専攻					130		

【その他】

区分	大学院名	研究科名	専攻名	学位名称	入学定員	位置	開設年度
国立	東京大学大学院	工学系研究科	原子力専攻	原子力修士(専門職)	15	茨城県	17年度
小計:国立1大学 1専攻					15		
公立	国際教養大学大学院	グローバル・コミュニケーション実践研究科	グローバル・コミュニケーション実践専攻	英語教育修士(専門職) 日本語教育修士(専門職) 発信力実践修士(専門職)	30	秋田県	20年度
公立	産業技術大学院大学	産業技術研究科	情報アーキテクチャ専攻	情報システム学修士(専門職)	50	東京都	18年度
公立	兵庫県立大学大学院	緑環境景観マネジメント研究科	創造技術専攻	創造技術修士(専門職)	50	東京都	20年度
公立	兵庫県立大学大学院	緑環境景観マネジメント研究科	緑環境景観マネジメント専攻	緑環境景観マネジメント修士(専門職)	20	兵庫県	21年度
小計:公立3大学 4専攻					150		
私立	天使大学大学院	助産研究科	助産専攻	助産修士(専門職)	40	北海道	16年度
私立	日本教育大学院大学	学校教育研究科	学校教育専攻	学校教育修士(専門職)	80	東京都	18年度
私立	日本社会事業大学大学院	福祉マネジメント研究科	福祉マネジメント専攻	福祉マネジメント修士(専門職)	60	東京都	16年度
私立	ハリウッド大学院大学	ビューティビジネス研究科	ビューティビジネス専攻	ビューティビジネス修士(専門職)	30	東京都	20年度
私立	文化ファッション大学院大学	ファッションビジネス研究科	ファッションクリエイション専攻	ファッションクリエイション修士(専門職)	50	東京都	18年度
私立	文化ファッション大学院大学	ファッションビジネス研究科	ファッションマネジメント専攻	ファッションマネジメント修士(専門職)	30	東京都	18年度
私立	京都情報大学院大学	応用情報技術研究科	ウェブビジネス技術専攻	情報技術修士(専門職)	240	京都府	16年度
私立	神戸情報大学院大学	情報技術研究科	情報システム専攻	情報システム修士(専門職)	55	兵庫県	17年度
小計:私立7大学 8専攻					585		
株立	デジタルハリウッド大学大学院	デジタルコンテンツ研究科	デジタルコンテンツ専攻	デジタルコンテンツマネジメント修士(専門職)	80	東京都	16年度
小計:株式会社立1大学 1専攻					80		
計:12大学 14専攻					830		
合計:57大学 79専攻					4,987		

【法科大学院】

区分	大学院名	研究科名	専攻名	学位名称	入学定員	位置	開設年度
国立	北海道大学大学院	法学研究科	法律実務専攻	法務博士(専門職)	50	北海道	16年度
国立	東北大学大学院	法学研究科	総合法制専攻	法務博士(専門職)	50	宮城県	16年度
国立	筑波大学大学院	ビジネス科学研究科	法曹専攻	法務博士(専門職)	36	東京都	17年度
国立	千葉大学大学院	専門法務研究科	法務専攻	法務博士(専門職)	40	千葉県	16年度
国立	東京大学大学院	法学政治学研究所	法曹養成専攻	法務博士(専門職)	230	東京都	16年度
国立	一橋大学大学院	法学研究科	法務専攻	法務博士(専門職)	85	東京都	16年度
国立	横浜国立大学大学院	国際社会科学府	法曹実務専攻	法務博士(専門職)	25	神奈川県	16年度
国立	金沢大学大学院	法務研究科	法務専攻	法務博士(専門職)	15	石川県	16年度
国立	名古屋大学大学院	法学研究科	実務法曹養成専攻	法務博士(専門職)	50	愛知県	16年度
国立	京都大学大学院	法学研究科	法曹養成専攻	法務博士(専門職)	160	京都府	16年度
国立	大阪大学大学院	高等司法研究科	法務専攻	法務博士(専門職)	80	大阪府	16年度
国立	神戸大学大学院	法学研究科	実務法律専攻	法務博士(専門職)	80	兵庫県	16年度
国立	岡山大学大学院	法務研究科	法務専攻	法務博士(専門職)	30	岡山県	16年度
国立	広島大学大学院	法務研究科	法務専攻	法務博士(専門職)	20	広島県	16年度
国立	九州大学大学院	法務学府	実務法学専攻	法務博士(専門職)	45	福岡県	16年度
国立	琉球大学大学院	法務研究科	法務専攻	法務博士(専門職)	16	沖縄県	16年度
小計:国立16大学 16専攻					1,012		
公立	首都大学東京大学院	社会科学研究所	法曹養成専攻	法務博士(専門職)	52	東京都	16年度
公立	大阪市立大学大学院	法学研究科	法曹養成専攻	法務博士(専門職)	30	大阪府	16年度
小計:公立2大学 2専攻					82		
私立	北海学園大学大学院	法務研究科	法務専攻	法務博士(専門職)	18※	北海道	17年度
私立	青山学院大学大学院	法務研究科	法務専攻	法務博士(専門職)	35	東京都	16年度
私立	学習院大学大学院	法務研究科	法務専攻	法務博士(専門職)	30	東京都	16年度
私立	慶應義塾大学大学院	法務研究科	法務専攻	法務博士(専門職)	230	東京都	16年度
私立	駒澤大学大学院	法曹養成研究科	法曹養成専攻	法務博士(専門職)	36	東京都	16年度
私立	上智大学大学院	法学研究科	法曹養成専攻	法務博士(専門職)	60	東京都	16年度
私立	成蹊大学大学院	法務研究科	法務専攻	法務博士(専門職)	30※	東京都	16年度
私立	専修大学大学院	法務研究科	法務専攻	法務博士(専門職)	28	東京都	16年度
私立	創価大学大学院	法務研究科	法務専攻	法務博士(専門職)	28	東京都	16年度
私立	中央大学大学院	法務研究科	法務専攻	法務博士(専門職)	240	東京都	16年度
私立	日本大学大学院	法務研究科	法務専攻	法務博士(専門職)	60	東京都	16年度
私立	法政大学大学院	法務研究科	法務専攻	法務博士(専門職)	60	東京都	16年度
私立	明治大学大学院	法務研究科	法務専攻	法務博士(専門職)	120	東京都	16年度
私立	立教大学大学院	法務研究科	法務専攻	法務博士(専門職)	40	東京都	16年度
私立	早稲田大学大学院	法務研究科	法務専攻	法務博士(専門職)	200	東京都	16年度
私立	桐蔭横浜大学大学院	法務研究科	法務専攻	法務博士(専門職)	30	神奈川県	16年度
私立	愛知大学大学院	法務研究科	法務専攻	法務博士(専門職)	20	愛知県	16年度
私立	南山大学大学院	法務研究科	法務専攻	法務博士(専門職)	20	愛知県	16年度
私立	名城大学大学院	法務研究科	法務専攻	法務博士(専門職)	25※	愛知県	16年度
私立	同志社大学大学院	司法研究科	法務専攻	法務博士(専門職)	70	京都府	16年度
私立	立命館大学大学院	法務研究科	法曹養成専攻	法務博士(専門職)	70	京都府	16年度
私立	関西大学大学院	法務研究科	法曹養成専攻	法務博士(専門職)	40	大阪府	16年度
私立	近畿大学大学院	法務研究科	法務専攻	法務博士(専門職)	30	大阪府	16年度
私立	関西学院大学大学院	司法研究科	法務専攻	法務博士(専門職)	50	兵庫県	16年度
私立	甲南大学大学院	法学研究科	法務専攻	法務博士(専門職)	20	兵庫県	16年度
私立	西南学院大学大学院	法務研究科	法曹養成専攻	法務博士(専門職)	20	福岡県	16年度
私立	福岡大学大学院	法曹実務研究科	法務専攻	法務博士(専門職)	20	福岡県	16年度
小計:私立27大学 27専攻					1,630		

法科大学院合計:45大学 45専攻					2,724		
-------------------	--	--	--	--	-------	--	--

【教職大学院】

区分	大学院名	研究科名	専攻名	学位名称	入学定員	位置	開設年度
国立	北海道教育大学大学院	教育学研究科	高度教職実践専攻	教職修士(専門職)	45	北海道	20年度
国立	岩手大学大学院	教育学研究科	教職実践専攻	教職修士(専門職)	16	岩手県	28年度
国立	宮城教育大学大学院	教育学研究科	高度教職実践専攻	教職修士(専門職)	32	宮城県	20年度
国立	秋田大学大学院	教育学研究科	教職実践専攻	教職修士(専門職)	20	秋田県	28年度
国立	山形大学大学院	教育実践研究科	教職実践専攻	教職修士(専門職)	20	山形県	21年度
国立	茨城大学大学院	教育学研究科	教職実践高度化専攻	教職修士(専門職)	15	茨城県	28年度
国立	宇都宮大学大学院	教育学研究科	教育実践高度化専攻	教職修士(専門職)	15	栃木県	27年度
国立	群馬大学大学院	教育学研究科	教職リ―グー専攻	教職修士(専門職)	16	群馬県	20年度
国立	埼玉大学大学院	教育学研究科	教職実践専攻	教職修士(専門職)	20	埼玉県	28年度
国立	千葉大学大学院	教育学研究科	高度教職実践専攻	教職修士(専門職)	20	千葉県	28年度
国立	東京学芸大学大学院	教育学研究科	教育実践創成専攻	教職修士(専門職)	40	東京都	20年度
国立	新潟大学大学院	教育学研究科	教育実践開発専攻	教職修士(専門職)	15	新潟県	28年度
国立	上越教育大学大学院	学校教育研究科	教育実践高度化専攻	教職修士(専門職)	60	新潟県	20年度
国立	富山大学大学院	教職実践開発研究科	教育実践開発専攻	教職修士(専門職)	14	富山県	28年度
国立	金沢大学大学院	教職実践研究科	教職実践高度化専攻	教職修士(専門職)	15	石川県	28年度
国立	福井大学大学院	教育学研究科	教職開発専攻	教職修士(専門職)	37	福井県	20年度
国立	山梨大学大学院	教育学研究科	教育実践創成専攻	教職修士(専門職)	14	山梨県	22年度
国立	信州大学大学院	教育学研究科	高度教職実践専攻	教職修士(専門職)	20	長野県	28年度
国立	岐阜大学大学院	教育学研究科	教職実践開発専攻	教職修士(専門職)	20	岐阜県	20年度
国立	静岡大学大学院	教育学研究科	教育実践高度化専攻	教職修士(専門職)	20	静岡県	21年度
国立	愛知教育大学大学院	教育実践研究科	教職実践専攻	教職修士(専門職)	50	愛知県	20年度
国立	京都教育大学大学院	連合教職実践研究科	教職実践専攻	教職修士(専門職)	60	京都府	20年度
国立	大阪教育大学大学院	連合教職実践研究科	高度教職開発専攻	教職修士(専門職)	30	大阪府	27年度
国立	兵庫教育大学大学院	学校教育研究科	教育実践高度化専攻	教職修士(専門職)	100	兵庫県	20年度
国立	奈良教育大学大学院	教育学研究科	教職開発専攻	教職修士(専門職)	25	奈良県	20年度
国立	和歌山大学大学院	教育学研究科	教職開発専攻	教職修士(専門職)	15	和歌山県	28年度
国立	島根大学大学院	教育学研究科	教育実践開発専攻	教職修士(専門職)	17	島根県	28年度
国立	岡山大学大学院	教育学研究科	教職実践専攻	教職修士(専門職)	20	岡山県	20年度
国立	広島大学大学院	教育学研究科	教職開発専攻	教職修士(専門職)	20	広島県	28年度
国立	山口大学大学院	教育学研究科	教職実践高度化専攻	教職修士(専門職)	14	山口県	28年度
国立	鳴門教育大学大学院	学校教育研究科	高度学校教育実践専攻	教職修士(専門職)	50	徳島県	20年度
国立	香川大学大学院	教育学研究科	高度教職実践専攻	教職修士(専門職)	14	香川県	28年度
国立	愛媛大学大学院	教育学研究科	教育実践高度化専攻	教職修士(専門職)	15	愛媛県	28年度
国立	福岡教育大学大学院	教育学研究科	教職実践専攻	教職修士(専門職)	40	福岡県	21年度
国立	佐賀大学大学院	学校教育学研究科	教育実践探究専攻	教職修士(専門職)	20	佐賀県	28年度
国立	長崎大学大学院	教育学研究科	教職実践専攻	教職修士(専門職)	38	長崎県	20年度
国立	大分大学大学院	教育学研究科	教職開発専攻	教職修士(専門職)	10	大分県	28年度
国立	宮崎大学大学院	教育学研究科	教職実践開発専攻	教職修士(専門職)	28	宮崎県	20年度
国立	琉球大学大学院	教育学研究科	高度教職実践専攻	教職修士(専門職)	14	沖縄県	28年度
小計:国立39大学 39専攻					1,054		
私立	聖徳大学大学院	教職研究科	教職実践専攻	教職修士(専門職)	15	千葉県	21年度
私立	創価大学大学院	教職研究科	教職専攻	教職修士(専門職)	25	東京都	20年度
私立	玉川大学大学院	教育学研究科	教職専攻	教職修士(専門職)	20	東京都	20年度
私立	帝京大学大学院	教職研究科	教職実践専攻	教職修士(専門職)	30	東京都	21年度
私立	早稲田大学大学院	教職研究科	高度教職実践専攻	教職修士(専門職)	60	東京都	20年度
私立	常葉大学大学院	初等教育高度実践研究科	初等教育高度実践専攻	教職修士(専門職)	20	静岡県	20年度
小計:私立6大学 6専攻					170		

教職大学院合計:45大学 45専攻					1,224		
-------------------	--	--	--	--	-------	--	--

全分野総計:117大学 169専攻					8,935		
-------------------	--	--	--	--	-------	--	--

注:平成28年4月からの募集停止を表明している大学は除く
 ※平成29年4月以降に募集停止を表明している大学

現地視察における主な指摘事項

【関西：平成28年5月18日（水）】

大阪工業大学 知的財産研究科 知的財産専攻

【出席委員】川嶋委員、上西委員、杉本委員、添田委員

- ステークホルダーの意見を聞くことは必要であり、アドバイザリーボードの設置は歓迎。
- コアカリキュラムについては、知財分野は扱う対象が広く、性格の異なる領域が入ってきている。このため、各専門職大学院が独自性を出しているの、策定は容易ではないことだろう。
- 教員組織について、学部とのダブルカウントを認めてもらえないか。同大学は、知的財産学部を有しており、専門職大学院では同じ分野をレベル差をつけて教育しているが、この分野を教えられる人は少ない。教員の有効活用の点でも、学部と大学院が連携した教育をするためにも学部との兼務を可能にしていきたい。また、教員確保のためにコストがかかり、他学部の学生の授業料で負担しているのが実態であり、専門職大学院の学生の授業料についても値下げできない。
- 学部でも実務家教員を確保したいという要望があるので、実務家教員だけでも学部とのダブルカウントを認めることはできないか。
- 弁理士試験は難関。学生も将来合格できればいいと思っている人は多いが、企業の中には資格の保有を求めているところも多いため就職状況自体は良好である。
- この分野は、法律改正などの変化が激しいので、研究者教員も実務家教員も研究しないといっていけなくなる。

関西学院大学 経営戦略研究科 経営戦略専攻・会計専門職専攻

【出席委員】川嶋委員、上西委員、杉本委員、添田委員

- アドバイザリーボードは、卒業生に来てもらいやっているが、有益なコメントをもらえる。
- みなし専任教員は、6単位から4単位に緩和してもらえるのであれば、柔軟な任用ができるだろう。
- 専任教員について、学部とのダブルカウントの特例措置がなくなった後、教員の交流がなくなり、壁ができています。教員には負荷がかかるが、学部とのダブルカウントを認め、学部との連携を促すことが望ましいのではないかと。
- 修了生の活躍状況については、昇進したとしても専門職大学院を修了したからなのかはわからないので、フォローアップは難しい面がある。
- 国際認証は費用がかかるため、受審は難しい。
- 台湾、中国、韓国からの学生確保が重要であり、国際化につながっていくと考える。
- 公認会計士試験に受からなくても、就職状況は良好である。

【関東：平成28年5月20日（金）】

東京大学 医学系研究科 公共健康医学専攻

【出席委員】有信委員、大竹委員

- 当該分野は認証評価基準において、グローバルスタンダードを踏まえたコア5科目を配置していることを評価項目とされている。
- 保健所や病院などの現場感覚のある実務家・専門家については、専任教員化は非現実的であり、非常勤などのよりフレキシブルな立場で参画していただくのが、幅広い公衆衛生系の取組みについて専門的知識・技能を習得する機会を形成するうえで望ましい。実務家専任教員の配置割合などを義務付けするのは実態にそぐわないと思われる。
- 海外ではハーフタイムで2年間かけて修了する制度がある。我が国でも長期履修制度はあるものの、学生の派遣側が長期履修への理解が乏しく運用が難しい。また、大学関係者でも長期履修制度への理解が乏しいので、わかりやすく示す必要がある。
- 専門職大学院は多様な分野で設置されており、同一の設置基準とはせず分野毎に定めるべきではないか。
- 当該分野の後継者養成のためには独立研究科にして専門職学位課程の上に博士後期課程を設置することが必要。

東京大学 公共政策大学院 公共政策学専攻

【出席委員】青井委員、大竹委員

- アドバイザリーボードについては、既に「運営諮問会議」や「国際アドバイザリーボード」を設置して取り組んでいる。
- 本専攻には6コースあるが、各コースに共通する領域を整理してコア・カリキュラムの策定は可能かもしれないが、各大学ではベースとなる学問領域に差異があり、当該分野全体として策定が可能かどうかは慎重な検討が必要である。
- 研究ユニットや寄附講座において、多様なプロジェクトを通じて研究活動にも取り組んでいる。
- 通常の専門職学位課程のカリキュラムでは博士課程の専門性への対応が難しいので、博士課程への進学希望者は、修士課程の学生と同レベルに達する専門的教育も受けられるよう配慮している。
- 実務家教員の研究活動については、論文だけでなく政策課題に対し実務家的視点により政策提言することなどが含まれる。実務家教員からのインプットは重要であり、実務に則した研究として社会的インパクトのある研究もある。実務家教員にもアウトプットを出していくことが求められる。

文化ファッション大学院大学 ファッションビジネス研究科
ファッションクリエイション専攻・ファッションマネジメント専攻

【出席委員】 青井委員、大竹委員

- 設立当初から、機関別と分野別評価の一本化は要望しており効率化が必要である。
- 学生の半数は社会人経験者であるが、夜間開講していないこともあり、現状では仕事を続けながらの通学が難しい。
- この業界では、専門職大学院を修了して就職しても学部卒と給与面で優遇されない企業も多く、海外では優遇されており見直されることが必要である。
- みなし専任教員の必要単位数が軽減されれば運用しやすくなる。
- 1 研究科 2 専攻の大学院大学であり、教員組織を専攻毎に整備しており、専任教員数も多く負担が大きく軽減が必要である。軽減した人的リソースは、他の分野教育を取り込むことも可能となる。ただし、大学院大学のため、ダブルカウントによる軽減措置は対象外となる。

東京理科大学 イノベーション研究科 技術経営専攻

【出席委員】 青井委員、大竹委員、片山委員

- ステークホルダーからの意見聴取としては、これまでは自己点検評価を行う際に対応してきた。外部からの意見聴取によって、課題を指摘されることは必要である。
- MOT協議会において過去にコア・カリキュラムを作成したが導入しているのは少数である。さらに内容を精査することは必要である。
- 国際認証はコスト負担が膨大であり受審は簡単には判断できない。
- 一流の実務家を招聘し専門職大学院に参画してもらう場合、大学側が研究力を求めているわけではない。
- 実務家は現場を長く離れると知識が古くなり、ローテーションによる教員確保は重要である。
- 通常の大学院と異なり、専門職大学院はダブルカウントがなくコストが掛かりすぎると学内で指摘を受ける。学部とダブルカウントできれば、コスト面だけでなく学内の交流が進み、新しい領域を取り込むことも可能となる。フレキシブルな制度であるべき。
- みなし専任教員の必要単位数が緩和されれば、その時々々の社会ニーズの高い実務家に大学院教育に参画してもらい易くなる。
- 修了後の活躍状況の把握として、日本の年功序列制度の中では処遇アップとカリキュラムの相関性を測ることは非常に難しい。同窓会の中で最近の活躍状況を確認してみたい。

経団連との意見交換会における主な指摘事項（28.7.29）

経団連）三宅教育問題委員会企画部会長、永里未来産業・技術委員会産学官連携推進部会長、及び教育問題委員会企画部会に属する企業の方々
専門職 WG）有信主査、川嶋副主査、青井委員、大竹委員、上西委員、杉本委員、添田委員

経団連側からの主な指摘事項は以下のとおり。

- 産業界は、修了生の知識・スキルを適切に評価する場を設けてきたか、という反省がある。かつての MBA ブームの時代とは違い、企業は、計画的に、優秀な者を派遣しており、派遣された者は間違いなく幹部になっていく。現状では、MBA で学んだ者は少ないが、一定数存在している。その多くがエグゼクティブコースのような短期プログラム。企業にとって、専門職大学院の活用は有効であり、生産性向上につながる。
- 地方自治体も修了生の活躍の場として期待できるが、専門職大学院と地方自治体の対話が少ない。専門職大学院の活用は、地方の生産性向上につながり有効。
- 厳格な評価等による学生の質の向上、教員の指導力強化が必要。また、社会人の自発的な学びに対するニーズはあるので、夜間開校など多様なコースの充実をお願いしたい。また、社会人の学び直しのための支援を設けるべき。一方、産業界は、キャリアパスを明確にした上で、専門職大学院を活用すべき。
- グローバルビジネスを伸ばすため、社員派遣の大半は海外。派遣の意義としては、英語力強化や海外有力者とのネットワーク作り。日本のビジネススクールも、世界のトップ校と評価され、海外から優秀な者が集まると活用できるが、現状では、ランキングにも入らず、海外に送らざるを得ない。一方、学位を取得しても、それだけをもって処遇は変わらない。いかに実力を発揮するかで評価される。現実的には、派遣された社員は実力を付けて戻ってくるので、自ずと評価される。
- 大学に期待するのは教養教育で、専門教育は社内で行う、というのが主流だったが、多様化している。ただし、欧米のように学位と人事管理が連動するのは難しいだろう。学位取得者の活躍が広まれば変わってくると思うが、時間がかかる。
- 日本は新卒一括採用が主流。この風土が変わらないと、修めてきた専門性と就く仕事との 1 対 1 対応は現状難しい。他方、日本人の多くは、新卒一括採用について急激な変化を望んでいない。（欧米型が良いと考えているのはまだ少数）
- 日本企業の人事担当がコンサーバティブになっているのでは。社長はユニークな人材の採用を欲するが、人事担当は失敗を恐れて採用に踏み切れないという話をきく。
- 新卒一括採用は、若年者の雇用率が高くなるという良い面もあるが、それだけではもたない。多様な人材を採用することが必要。
- 米国では、退職してから学ぶため、学ぶ主体は個人だが、日本では派遣されて学ぶ。

こうしたシステムの違いは大きい。日本は解雇できないため採用がコンサバティブになる。採用した人を社内でどう育成するかに注力している企業が多いと思う。

- 実務家教員については、企業側にメリットがないと教員の派遣に踏み切れない。優秀な人材を送るべきと考えるが、優秀な人材は現場が手放したがない。
- ポートフォリオを考慮し、アジアや国内の大学院にも派遣している。派遣理由としては、ゼネラリストの養成がメイン。学んだフレームワークを通じ、どの部署でもよいので、変革してもらいたい。人事評価は、戻ってきてどれだけ成果を上げたかによる。
- ビジネススクールで修士論文を書いたことが役に立った。修士論文の一連の作成プロセスは、ビジネスの世界と同じで非常に良い思考プロセス。なぜ専門職大学院では修士論文を無くしてしまったのか。

専門職大学院 WG 検討状況に対する各専門職大学院の主な意見

※文部科学省調べ（平成 28 年 6 月）

1. 総論

- 地域社会の関係者との密接な協議と協力関係が専門職大学院には重要であり、この点をより強めるべき。
- 「学生の視点」がやや希薄。ステークホルダーとしての学生の視点は重要である。例えば、卒業時点での学生の満足度調査を必須としたり、満足度調査の結果を評価の重要な項目としたりすることも検討に値する。「専門職業人をいかに養成するか」という「上（社会）からの要望」と「下（学生）からの要望」の両方に応えられるような制度設計・改革が必要である。
- 需要と供給のバランスに関するエビデンスベースに基づいた調査が必要。
- 専門職大学院の教育研究を米国のように振興するには、専門職大学院だけで採算が取れるような仕組みが不可欠。
- 専門職大学院から撤退する大学が多い中、これに歯止めをかけるような方策をとるべき。当該WGの方向性として掲げる、各専門職大学院における自らの特色や強みや特徴を伸ばすための取組を促進するための制度を早急に実施してもらいたい。
- 高度専門職業人養成のためには、専門職大学院が最もふさわしい形態と考えるが、少数の教員定数で運営されてきた分野であるため、専門職大学院設置基準に定められた教員に増員できない。教員人件費の補助や学生支援等が望まれる。
- 従来の組織構造や経営手法を持つ企業や政府が欲しいと考える人材と、専門職大学院で育成することが望ましいと考える人材にズレが生じることが起こる。専門職大学院が、「出口」である企業や政府と継続的に対話する機会を設けて、専門職大学院における教育に関して理解を求めていくことも重要。
- 専門職大学院は多様な分野で設置されており、同一の設置基準とはせず分野毎に定めるべき。
- 入学の動機付けとなるよう、処遇の改善、資格試験や研修の一部免除といった、修了者に対する優遇措置を検討すべき。

2. ダブルカウント関係

- 学部とのダブルカウントによって、一定の範囲で学部との連携が可能であるため、学部とのダブルカウントを認め、学部との連携を促すことを可能にして欲しい。
- 必要単位数や実習科目が多いことから、現状の専任教員が学部授業科目を更に持つことは物理的に難しい状況だが、ダブルカウントが認められれば、学内の人材を更に有効活用できる可能性が開かれる。
- 専門職大学院独自では採算が取れないため、多くの教員が学部等でも教育に従事している。大学院教員は大学院教育に専念すべきだが、ダブルカウント制度は必要枠と考えられる。担当単位数の上限を設けるなど適切な運用方針が必要。
- 志願者減により、専任教員に関する現行制度下での現状維持は厳しい状況であり、ダブルカウントにより経営上の課題の軽減が図られることが期待される。

- 小規模な組織では、大学院の教員が学部の教授会に参画できないのは非効率。エフォート率による管理を検討すべき。
- 種々の分野の専門職大学院について統一的に論じることは難しい。分野や条件等でフレキシビリティを導入し、大学院運営を支援することや学生の利便を図ることには意味がある。
- 教職大学院については、平成30年度まで特例措置が認められているが、教員交流の円滑化、学部と一貫した教員養成の効率的推進、学部への教育成果の還元、学内で重複する分野を整理することによるリソースの他分野への活用といった理由や、財政上の問題から、特例措置の継続や恒常的制度が必要。
- 教職大学院の充実と発展のためにダブルカウントは必要。現行の専門職大学院制度は、院生が、自らの課題を見つけ、解決していく上でプラスに働いていない。
- 教職大学院の専任教員が学部とダブルカウントすることは、大学院の充実の面からは問題だが、学部との一貫教育を行う点からは、柔軟に対応する必要があり、現状で4単位までとなっているものを、8単位程度まで引き上げてもらいたい。

3. アドバイザリーボードの設置

- アドバイザリーボードの設置義務付けは賛成だが、経費面での措置も要望したい。

4. 教育課程

- コアカリ策定の際、「当該分野のすべての専門職大学院から意見を聞くこと」は重要。また、策定されたコアカリが妥当かどうかをどのように点検するかが重要な問題。
- 専門職大学院制度は社会人の能力を向上し、わが国もしくは地域の産業競争力を強化する重要な教育システムだが、所属先機関から支援を受けられず苦勞をする社会人学生も多いため、より手厚い社会人学生の支援制度があればありがたい。
- 奨学金や授業料免除のための判断基準となる所得は、前年度の所得であることが多く、休職して入学してくる学生は1年目に奨学金や授業料免除を受けることが難しい。これが、大学院への進学を躊躇する一因となっている。
- 長期履修制度について、学生の派遣側や大学関係者の理解が乏しいため、分かりやすく示す必要がある。
- 社会人に対し、博士レベルの専門職学位を含め多様な履修証明を提供できるよう検討が必要。
- 教職大学院は、現職教員院生と学部卒院生が存在し、力量が大きく違うにもかかわらず、同じ学位であるため、特に、管理職候補者については、博士レベルの学位が検討されてもよい。
- 専門職学位論文は必須とされていないが、論文執筆作業を通じて獲得できる能力が競争力を維持・獲得することに貢献するため、再考の必要がある。

5. 教員組織

- 優れた実務家がすぐれた教育者ではない。実務家教員の教育能力開発のためのプログラムが不可欠。
- 「実務の最新知識を有する優秀な実務家」は例外なく多忙であるため、みなし専任教員の担

当科目数の緩和について積極的に検討していただきたい。

- 保健所や病院などの現場感覚のある実務家・専門家については、専任教員化は非現実的であり、非常勤などのよりフレキシブルな立場で参画していただくのが、幅広い公衆衛生系の取組みについて専門的知識・技能を習得する機会を形成するうえで望ましい。実務家専任教員の配置割合などを義務付けするのは実態にそぐわない。
- 実務家教員は修士号以上の学位を有することが望ましい。実務家教員には、実務経験を裏打ちする研究能力が必要。

6. 認証評価関係

- 大学院大学の場合は、記述内容の重複が相当部分発生している。機関別認証評価の際に、分野別認証評価の内容も付加して実施しても差し支えない。
- 分野別評価のサイクルに合わせて「5年に一度」にしても、機関別と分野別を一本化した方が、自己点検にも、その後の改善にも着実に取り組むことができる。
- 修士課程、博士課程に比べて、財政面も含め、評価の負担が重い。機関別評価と一体化して実施することを検討すべき。

7. 情報公開の促進

- 専門職大学院の社会的役割は大きいですが、認知度は低い。実務経験とあわせて勉強する意義がもっと社会に浸透し、仕事と勉強が両立できる社会となる必要がある。
- 専門職学位の付加価値を社会（「出口」）に理解してもらえよう、国においても、広報についての特別な措置が必要。

8. 職業資格試験等との関係

- 設置基準や認証評価等で、専門職大学院に要求される内容のハードルは高く、それに応じたレベルの高い教育を実施しているにもかかわらず、資格試験や資格と関連する研修等との関係が希薄である。これらの連携をより強化すべきである。
- 専門職大学院において、臨床心理士とともに公認心理師の2つの資格を取得できるようにしたい。法が施行される平成29年度以降の経過措置期間内に、そのようなダブルライセンスが取得可能なカリキュラム編成等について有効なガイドラインを示していただきたい。

9. 専門職大学院の教員養成

- 専門職大学院においても、一定程度の研究者養成のための研究指導が可能な教員配置を行うことが望ましい。
- 後継者養成のため、専門職学位課程の上にある博士課程が必要。

10. 新たな認定制度

- 「一定の基準を満たしたと認められる専門職大学院を新たに認定する制度を検討する」ことを通じて、専門職大学院の機能強化を促進することには賛成。

11. その他

- 実験的なビジネスモデルで学生を集めている専門職大学院もあるため、学びの質を損なうことなく、経済性にも優れた学校運営を調査研究し、ベストプラクティスとして例示すべき。
- 博士号を取得したいとの希望を持つようになる学生は少なくなく、また、国際機関等への就職を考えた時、博士号の取得が実質的に必須となっていることも多いため、専門職大学院に博士課程を附置できるようにすることのメリットは大きい。
- 留学生を多く受け入れているが、留学生には学位の国際通用性が大きな問題となる。NQFを意識した教育制度の整理が必要。
- 大学ランキングにおいて成果を上げることができない最大の障害は国際化であるが、今回の報告書では、出口議論がなされ、暗黙の裡に我が国の企業等が求める職能教育に重点が置かれている。二つの課題は、ともに重要だが、国際化を目指せば、MPHプログラムは、グローバルな課題である環境、貧困、格差、国際紛争、国際災害等の専門家養成が急務となり、一方、出口に注目すれば、我が国の現状に特化した教育が求められ、対立する。このため、グローバル化を一義とする専門職大学院と国内事情に特化した専門職大学院を機能分化させてはどうか。

審 議 経 過

(第1回) 平成27年12月21日(月)

- 議事：(1) 専門職大学院ワーキンググループの運営について
(2) 専門職大学院ワーキンググループの公開に関する事項について
(3) 専門職大学院制度の現状・課題について
(4) その他

(第2回) 平成28年 1月13日(水)

- 議事：(1) 専門職大学院制度の現状・課題について

【意見発表】

- 「経営系専門職大学院の課題」
(明治大学大学院グローバル・ビジネス研究科長 青井 倫一委員)
 - 「MOT専門職大学院の現状と課題」
(山口大学学長特命補佐・大学院技術経営研究科教授 上西 研委員)
 - 「公共政策大学院の現状と課題」
(北海道大学大学院法学研究科教授 宮脇 淳委員)
 - 「公衆衛生系専門職大学院について」
(北海道大学大学院医学研究科教授 玉腰 暁子委員)
- (2) その他

(第3回) 平成28年 2月15日(月)

- 議事：(1) 専門職大学院制度の現状・課題について

【意見発表】

- 「会計専門職大学院の現状および課題」
(関西学院大学大学院経営戦略研究科教授 杉本 徳栄委員)
 - 「臨床心理学専門職大学院の現状と課題」
(九州大学人間環境学府実践臨床心理学専攻教授 松崎 佳子委員)
 - 「専門職大学院制度における法科大学院の課題と展望」
(慶應義塾大学大学院法務研究科(法科大学院)委員長・教授 片山 直也委員)
 - 「教職大学院の現状と課題」
(和歌山大学教育学部教授、学長補佐 添田 久美子委員)
 - 「日立に必要な人財とは」
(株式会社日立製作所人事教育総務センタ採用グループ部長代理 大竹 由希子委員)
- (2) その他

(第4回) 平成28年 3月 9日 (水)

- 議事：(1) 専門職大学院制度の現状・課題について
○専門職大学院制度の見直しについて（論点整理）の審議
(2) その他

(第5回) 平成28年 4月 5日 (火)

- 議事：(1) 専門職大学院制度の現状・課題について
○専門職大学院制度の見直しについて（論点整理）の審議
(2) その他

(現地視察) 平成28年 5月18日 (水) 関西地区

視察先：大阪工業大学知的財産研究科、関西学院大学経営戦略研究科

(現地視察) 平成28年 5月20日 (金) 関東地区

視察先：東京大学医学系研究科、東京大学公共政策教育部
文化ファッション大学院大学ファッションビジネス研究科
東京理科大学イノベーション研究科

(第6回) 平成28年 5月24日 (火)

- 議事：(1) 専門職大学院制度の現状・課題について
○専門職大学院制度の見直しについて（論点整理）の審議
○【報告】現地視察について
○ダブルカウントとみなし専任についての審議
(2) その他

(第7回) 平成28年 6月20日 (月)

- 議事：(1) 専門職大学院制度の現状・課題について
○専門職大学院制度の見直しについて（論点整理）の審議
○ダブルカウントとみなし専任についての審議
○機関別認証評価と分野別認証評価の効率化についての審議
(2) その他

(第8回) 平成28年 7月14日 (木)

- 議事：(1) 専門職大学院制度の現状・課題について
○専門職大学院 WG 報告書骨子案についての審議
○教員組織の在り方(ダブルカウント・みなし専任教員)についての審議
(2) その他

(第9回) 平成28年 7月27日 (水)

議事：(1) 専門職大学院制度の現状・課題について

○専門職大学院 WG 報告書 (案) および参考資料 (案) についての審議

(2) その他

(経団連意見交換会) 平成28年 7月29日 (金)

議事：専門職大学院に関する意見交換

(第10回) 平成28年 8月10日 (水)

議事：(1) 報告書 (案) について

○専門職大学院 WG 報告書 (案) および参考資料 (案) についての審議

○【報告】経団連との意見交換会について

(2) その他

○ 大学分科会・大学院部会

(第78回) 平成27年 8月31日 (月) 大学院部会

議事：(1) 大学院教育の在り方について

○中央教育審議会大学分科会大学院部会専門職大学院 WG の設置について (案)

(第79回) 平成28年 3月 1日 (火) 大学院部会

議事：(1) 大学院教育の在り方について

○「専門職大学院ワーキンググループ」の設置及び審議状況

(第128回) 平成28年 6月24日 (金) 大学分科会

議事：(2) 大学分科会大学院部会専門職大学院ワーキンググループの審議状況について

中央教育審議会大学分科会大学院部会 専門職大学院ワーキンググループ委員名簿

専門委員：平成27年12月21日発令

◎：主査、○：主査代理

(臨時委員) 3名

◎ 有 信 睦 弘 国立研究開発法人理化学研究所理事

○ 川 嶋 太津夫 大阪大学高等教育・入試研究開発センター
長(教授)

玉 腰 暁 子 北海道大学大学院医学研究科教授

(専門委員) 8名

青 井 倫 一 明治大学大学院グローバル・ビジネス
研究科長

大 竹 由希子 株式会社日立製作所人事教育総務センタ
採用グループ部長代理

片 山 直 也 慶應義塾大学大学院法務研究科
(法科大学院) 委員長、教授

上 西 研 山口大学学長特命補佐・大学院技術経営
研究科教授

杉 本 徳 栄 関西学院大学大学院経営戦略研究科教授

添 田 久美子 和歌山大学教育学部教授、学長補佐

松 崎 佳 子 九州大学大学院人間環境学府 実践臨床心理
学専攻教授

宮 脇 淳 北海道大学大学院法学研究科教授

計 11名

*有信委員の発令日は平成27年3月24日

*川嶋委員、玉腰委員の発令日は平成27年4月6日

*片山委員の発令日は平成27年5月11日